



徳島県報

発行者 徳島県

発行所 徳島県企画総務部
総務監察課法制文書室

号外第 1 3 号 令和 7 年 3 月 3 1 日発行

目 次

※は県例規集登載

【規則】

番 号	表 題	担当課名
3 6 ※	徳島県行政組織規則の一部を改正する規則	人事課
3 7 ※	徳島県事務委任規則の一部を改正する規則	同
3 8 ※	機構改革に伴う関係規則の整備に関する規則	同

【告示】

番 号	表 題	担当課名
2 1 0 ※	機構改革に伴う関係告示の整理に関する告示	人事課

【訓令】

番 号	表 題	担当課名
6 ※	機構改革に伴う関係訓令の整備に関する訓令	人事課

【公布された条例等のあらまし】

● 徳島県行政組織規則の一部を改正する規則（規則第三十六号）

一 知事直轄組織

知事戦略公室を改組し、知事戦略局を設置することとした。

二 危機管理部

防災対策推進課事前復興室を同課被災者支援推進室に改組することとした。

三 企画総務部

1 総務監察課及び同課法制文書室を改組し、法制監察課を設置することとした。

2 地域連携課を設置することとした。

四 観光スポーツ文化部

1 にぎわい政策課に交流拠点室を設置することとした。

2 観光政策課及び同課交流創造室を改組し、観光企画課及び観光誘客課を設置することとした。

3 スポーツ交流課を改組し、スポーツ振興課に交流拡大室を設置することとした。

4 文化振興課文化プロジェクト室を同課文化創造室に改組することとした。

五 生活環境部

1 男女参画・人権課を多文化共生・人権課に改組することとした。

2 消費者政策課及び安全衛生課を設置することとした。

六 こども未来部

青少年・こども家庭課を改組し、こども家庭支援課及び男女参画・青少年課を設置することとした。

七 保健福祉部

医療政策課広域医療室を同課救急・災害医療対策室に改組することとした。

八 経済産業部

企業支援課に新産業立地室を設置することとした。

九 農林水産部

とくしまブランド推進課を改組し、みどり戦略推進課に販売・物流支援室を設置することとした。

十 関西本部名古屋事務所を改組し、東海本部を設置することとした。

十一 その他知事の内部組織、職制等について、所要の改正を行うこととした。

十二 この規則は、令和七年四月一日から施行することとした。

● 徳島県事務委任規則の一部を改正する規則（規則第三十七号）

一 機構改革の実施、法令の改正等に伴う所要の整備を行うこととした。

二 この規則は、令和七年四月一日から施行することとした。

● 機構改革に伴う関係規則の整備に関する規則（規則第三十八号）

一 次に掲げる規則について、機構改革に伴う所要の整備を行うこととした。

1 徳島県労働委員会事務局規程

2 徳島県会計規則

3 徳島県収入証紙条例施行規則

4 徳島県公有財産取扱規則

- 5 徳島県契約事務規則
- 6 徳島県予算の編成及び執行に関する規則
- 7 徳島県公舎管理規則
- 8 徳島県職員被服等貸与規則
- 9 徳島県物品購入審査委員会規則
- 10 徳島県補償審査委員会設置規則
- 11 徳島県用度・給与集中管理特別会計規則
- 12 徳島県県有車両管理規則
- 13 徳島県庁舎等管理規則
- 14 地方公営企業法第三十九条第二項の規定に基づき知事が定める職に関する規則
- 15 宅地建物取引業法施行細則
- 16 徳島県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則
- 17 知事の職務を代理する上席の職員を定める規則

二 この規則は、令和七年四月一日から施行することとした。

徳島県規則第三十六号

徳島県行政組織規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和七年三月三十一日

徳島県知事 後藤田 正 純

徳島県行政組織規則の一部を改正する規則

徳島県行政組織規則（昭和四十二年徳島県規則第十五号）の一部を次のように改正する。

第五条の見出しを「（局及び課の設置）」に改め、同条第一項中「知事戦略公室」を「知事戦略局」に改め、同条第二項の表危機管理部の項中「消防保安課 消費者政策課 安全衛生課」を「消防保安課」に改め、同表企画総務部の項中「総務監察課」を「法制監察課」に、「市町村課」を「市町村課 地域連携課」に改め、同表観光スポーツ文化部の項中「観光政策課」を「観光企画課 観光誘客課」に、「スポーツ交流課 文化振興課」を「文化振興課」に改め、同表生活環境部の項中「男女参画・人権課 交通政策課」を「多文化共生・人権課 交通政策課 消費者政策課 安全衛生課」に改め、同表子ども未来部の項中「青少年・子ども家庭課」を「子ども家庭支援課 男女参画・青少年課」に改め、同表農林水産部の項中「みどり戦略推進課 とくしまブランド推進課」を「みどり戦略推進課」に改め、同条中第三項を削り、第四項を第三項とし、同項の次に次の一項を加える。

4 消費者政策課に、徳島県消費者の利益の擁護及び増進のための基本政策に関する条例（平成十六年徳島県条例第五十七号）第四十二条に規定する徳島県消費者情報センターを併置し、その位置は、徳島市寺島本町西一丁目とする。

第六条第一項中「、局として」を削る。

第七条の表を次のように改める。

課	室
防災対策推進課	被災者支援推進室
情報政策課	行政DX推進室
にぎわい政策課	交流拠点室
スポーツ振興課	交流拡大室
文化振興課	文化創造室
労働雇用政策課	移住交流室
医療政策課	救急・災害医療対策室

健康寿命推進課	国保運営室
経済産業政策課	商務流通室
企業支援課	新産業立地室
農林水産政策課	農地政策室
みどり戦略推進課	販売・物流支援室
都市計画課	まちづくり室
営繕課	プロジェクト室

第八条中「危機管理部消防保安課」を「消防保安課」に改める。
第九条の表を次のように改める。

部			本 部	
経済産業部			名称	位置
	徳島県 東京本 部	東京都千代田 区平河町二丁 目	担 当 区 域	
	徳島県 東海本 部	愛知県名古屋 市中区栄四丁 目	山梨県 静岡県 岐阜県 愛知県 三重県	
	徳島県 関西本 部	大阪府大阪市 中央区南船場 三丁目	富山県 石川県 福井県 長野県 滋賀県 京都府 大阪府 兵庫県 奈良県 和歌山県 鳥取県 島根県 岡山県 広島県 山口県 福岡県 佐賀県 長崎県 熊本県 大分県 宮崎県 鹿児島県 沖縄県	

第十条を次のように改める。
第十条 削除
第十条の二を削る。
第十四条第二項を削る。

第十五条中「第十条の二」を「第十一条」に改める。

第十六条中「知事戦略公室」を「知事戦略局」に改める。

第十七条第一項の表部長の項の次に次のように加える。

広域行政担当部長	企画総務部	上司の命を受け、企画総務部（管財課、市町村課、地域連携課、情報政策課及び統計課に限る。）の事務をつかさどり、所属職員を指揮監督する。
交通・生活安全担当部長	生活環境部	上司の命を受け、生活環境部（交通政策課、消費者政策課、安全衛生課、徳島県食肉衛生検査所及び徳島県動物愛護管理センターに限る。）の事務をつかさどり、所属職員を指揮監督する。
商流・交流担当部長	経済産業部	上司の命を受け、経済産業部（経済産業政策課商務流通室、徳島県東京本部、徳島県東海本部及び徳島県関西本部に限る。）の事務をつかさどり、所属職員を指揮監督する。

第十七条第一項の表知事戦略公室長の項を次のように改める。

プロジェクト担当部長	県土整備部	上司の命を受け、県土整備部（建設管理課、高規格道路課、都市計画課、営繕課、港湾政策課及び徳島県阿南芸自動車道用地推進センターに限る。）の事務をつかさどり、所属職員を指揮監督する。
------------	-------	---

第十七条第一項の表本部長の項及び副本部長の項を削り、同表次長の項中「局又は本部」を「又は局」に改め、同項の次に次のように加える。

秘書室長	知事戦略局	上司の命を受け、知事等の秘書に関する事務を処理する。
------	-------	----------------------------

第十七条第一項の表室長の項の次に次のように加える。

本部長	本部	上司の命を受け、本部の事務をつかさどり、所属職員を指揮監督する。
副室長	知事戦略局	上司の命を受け、秘書室長を補佐する。

第十七条第一項の表副課長の項中「知事戦略公室又は」及び「上席秘書幹又は」を削り、同表に次のように加える。

副本部長	本部	上司の命を受け、本部長を補佐する。
------	----	-------------------

第十七条第二項の表政策調査幹の項を削り、同条第三項を削る。

第十八条第一項の表参事の項中「知事戦略公室」を「知事戦略局」に改め、同表課長補佐の項中「知事戦略公室、本部又は課」を「知事戦略局、課又は本部」に改め、同表室長補佐の項中「課内室」を「知事戦略局又は課内室」に改め、同表主任専門員の項を削り、同表主査の項中「本部又は課等」を「課等又は本部」に改め、同表係長の項中「知事戦略公室、本部又は課等」を「知事戦略局、課等又は本部」に改め、同表専門員の項を削り、同表主席の項中「本部又は課等」を「課等又は本部」に改め、同表主任の項中「知事戦略公室、本部又は課等」を「知事戦略局、課等又は本部」に改め、同条第二項の表を次のように改める。

職	組 織	職 務
医務技監	保健福祉部	上司の命を受け、医療及び健康増進に関する事項を統括整理する。
大学・産業創生統括監	経済産業部	上司の命を受け、高等教育機関と連携した若者の就学及び就業の促進並びに産業振興をはじめとした地域の活力向上及び持続的な発展に関する事項を統括整理する。
プロジェクト統括監	知事戦略局	上司の命を受け、特命プロジェクトの推進に関する事項を統括整理する。
政策統括監	知事戦略局	上司の命を受け、県の総合計画の推進に関する特命事項を統括整理する。
危機管理監	危機管理部又は知事戦略局	上司の命を受け、防災及び減災に関する事項を総括整理する。
人権教育啓発推進センター所長	生活環境部	上司の命を受け、徳島県立人権教育啓発推進センターの業務（指定管理者が行うものを除く。）に関する事項を総括整理する。
男女共同参画総	こども未来部	上司の命を受け、徳島県立男女共同参画総合支

合支援センター 所長		援センターの業務（指定管理者が行うものを除く。）に関する事項を総括整理する。
外事室長	知事戦略局	上司の命を受け、外事施策の推進に関する事務を処理する。
政策推進室長	知事戦略局	上司の命を受け、県の総合計画の推進に関する特命事項を処理する。
航空消防防災室 長	消防保安課	上司の命を受け、航空消防に係る施策の企画及び調整に関する事務を処理する。
海外戦略調整幹 事	経済産業政策課	上司の命を受け、東アジア及び東南アジアに係る県の重要施策又は重要事業の調整に関する事務を処理する。
担当課長	労働雇用政策課	上司の命を受け、労働政策に関する事務を処理する。
新技術活用担当 課長	産業創生・大学 連携課	上司の命を受け、先端的なものづくり技術の振興に係る施策の企画及び調整に関する事務を処理する。
家畜防疫対策担 当課長	畜産振興課	上司の命を受け、家畜防疫対策に係る施策の企画及び調整に関する事務を処理する。
木材増産・加工 流通担当課長	林業振興課	上司の命を受け、県産材の安定供給及び加工流通に係る施策の企画及び調整に関する事務を処理する。
水産基盤・国営 担当課長	生産基盤課	上司の命を受け、水産基盤の整備及び国営事業に係る施策の企画及び調整に関する事務を処理する。
強靱化・安全対 策担当課長	道路整備課	上司の命を受け、道路施設の強靱化 ^{じん} 及び安全対策に係る施策の企画及び調整に関する事務を処理する。
建築指導担当課 長	住宅課	上司の命を受け、建築指導に係る施策の企画及び調整に関する事務を処理する。

港湾経営担当課長	港湾政策課	上司の命を受け、港湾施設の活用に係る施策の企画及び調整に関する事務を処理する。
公共入札担当課長	公共入札検査課	上司の命を受け、工事の入札の執行に関する事務を処理する。
航空安全・防災調整幹	消防保安課	上司の命を受け、消防防災ヘリコプターの運航の安全の確保に関する事務を処理する。
担当課長	観光誘客課	上司の命を受け、課長を補佐し、観光誘客に関する事務に従事する。
広報室長	知事戦略局	上司の命を受け、県政の情報発信に関する事務に従事する。

第十九条中「知事戦略公室、本部又は課等」を「知事戦略局、課等又は本部」に改める。

第二十条中「知事戦略公室長、本部長及び」を「知事戦略局長、」に、「いう。」を「いう。」及び本部長」に改める。

第二十九条の表主任専門員の項及び専門員の項を削る。

第三十三条第一項の表中危機管理部の項を削り、生活環境部の項を次のように改める。

生活環境部	徳島県食肉衛生検査所	徳島市不動本町二丁目	
	徳島県動物愛護管理センター	名西郡神山町	
	徳島県立保健製薬環境センター	徳島市新蔵町三丁目	

第三十五条第一項の表経営研究課の項の項名を「研究調整管理課」に改め、同表高度技術支援課の項を削り、同条第三項中「徳島県立農林水産総合技術支援センター高度技術支援課」を「徳島県立農林水産総合技術支援センター経営推進課」に改める。

第三十八条第一項中「、徳島県食肉衛生検査所」を削り、「鳥居記念館」の下に「、徳島県食肉衛生検査所」を加える。

第四十一条第一項の表主任専門員の項及び専門員の項を削り、同条第二項中「機関に」

を「センター等又はセンター内課等に」に改め、同項の表中

機関

「センター等又はセンター内課等

に改め、同表中アグリサイエンスゾーン推進幹の項及びフ

オレストサイエンスゾーン推進幹の項を削り、マリンサイエンスゾーン推進幹の項を次のように改める。

企画・プロジェクト担当課長	徳島県立農林水産総合技術支援センター経営推進課	上司の命を受け、徳島県立農林水産総合技術支援センターの振興プロジェクト等に係る企画及び調整に関する事務を処理する。
---------------	-------------------------	---

第五十一条第二項を削る。

第五十二条第一項の表主任専門員の項及び専門員の項を削る。

別表第一出納局の項の前に次のように加える。

知事戦略局	一 秘書に関すること。 二 広報に関すること。 三 知事の特命事項に関すること。
-------	--

別表第二防災対策推進課の項第七号中「徳島県国土強靱化地域計画」を「徳島県国土強靱化・レジリエンス推進計画」に改め、同項中第八号を削り、第九号を第八号とし、第十号から第十三号までを一号ずつ繰り上げ、同表防災対策推進課の事前復興室の項の項名を「被災者支援推進室」に改め、同項中第十四号を削り、第十五号を第十三号とし、第十六号を第十四号とし、第十七号を第十五号とし、同表消費者政策課の項及び安全衛生課の項を削り、同表政策企画課の項及び総務監察課の項を次のように改める。

政策企画課	一 県の行政の企画及び調整に関すること。 二 行政書士に関すること。 三 宗教法人に関すること。 四 県民の褒賞に関すること。 五 政策要望に関すること。 六 県の総合計画の策定及び推進に関すること。 七 企画総務部の庶務事務の処理に関すること。 八 徳島県総合計画審議会に関すること。 九 他部（知事直轄組織を含む。）の主管に属しない事務で部内の他課の分掌に属しないこと。
法制監察課	一 職員の職務執行の適正を確保するための監察に関すること。

二 県に対する公益通報（公益通報者保護法（平成十六年法律第二百十二号）第二条第一項に規定する公益通報をいう。）その他の通報のうち、職員の職務執行の適正の確保に関するものの処理に関すること。 三 業務に関する要望等に対する職員の対応に関すること。 四 不当要求行為等の対策に関すること。 五 行政手続制度の総括に関すること。 六 公益法人及び移行法人並びに公益信託に関する事務の調整に関すること。 七 条例案、規則案、告示案及び訓令案その他文書の審査に関すること。 八 県庁内における法律相談に関すること。 九 公文書管理の総括に関すること。 十 文書の受領、配布及び発送に関すること。 十一 公印の管守に関すること。 十二 徳島県報の発行に関すること。 十三 行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第四十二条第一項の規定による審理員意見書の作成に関すること。 十四 徳島県行政不服審査会に関すること。 十五 徳島県公益認定等審議会の総括に関すること。
--

別表第二人事課の項中第十二号を第十三号とし、第七号から第十一号までを一号ずつ繰り下げ、第六号の次に次の一号を加える。

七 行政改革に関すること。

別表第二財政課の項中第六号を削り、第七号を第六号とし、第八号を第七号とし、同表市町村課の項第一号中「項」の下に「及び地域連携課の項」を加え、同項の次に次のように加える。

地域連携課	一 市町村等の振興に関する施策の企画及び調整に関すること。 二 市町村の自主的合併の支援及び広域行政の推進に関すること。 三 過疎地域、山村及び離島の振興に関すること。 四 とくしま集落再生プロジェクトの推進に関すること。 五 地方分権の推進に関すること。 六 知事会議に関すること。 七 広域連合に係る総合的な連絡調整に関すること。 八 国土形成計画及び連携施策に関すること。
-------	---

別表第二にぎわい政策課の項から文化振興課の項までを次のように改める。

にぎわい政	一 観光、スポーツ及び文化の一体的な振興並びににぎわいの創出の
-------	---------------------------------

文化振興課		大室
文化創造室		七 プロスポーツに係る総合調整に関すること。 八 ワールドマスターズゲームズ二千二十七関西の開催に関すること。
		一 文化の振興に係る総合的な企画及び調整に関すること。 二 文化関係団体に関すること。 三 徳島文化芸術ホール（仮称）の整備に関すること。 四 徳島県文化創造審議会に関すること。
文化創造室		五 芸術文化活動の振興に関すること。 六 文学及び書道に関する資料の収集及び調査研究に関すること。 七 徳島県郷土文化会館、徳島県立文学書道館及び徳島県立阿波十郎兵衛屋敷に関すること。

別表第二生活環境政策課の項を次のように改める。

生活環境政策課	
	一 県民協働の促進及び県民生活の向上並びに環境行政の推進に関する総合的な企画及び調整に関すること。 二 特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）の施行に関すること。 三 徳島県控除対象特定非営利活動法人の指定の手続等に関する条例（平成二十七年徳島県条例第六十六号）の施行に関すること。 四 生涯学習の促進に関すること。 五 徳島県大規模災害被災者等支援基金に関すること。 六 生活環境部の庶務事務の処理に関すること。 七 徳島県控除対象特定非営利活動法人審査会に関すること。

別表第二県民ふれあい課の項中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号から第七号までを一号ずつ繰り上げ、同表労働雇用政策課の移住交流室の項中第七号を削り、第八号を第七号とし、第九号から第十一号までを削り、第十二号を第八号とし、同表男女参画・人権課の項の項名を「多文化共生・人権課」に改め、同項第七号から第十三号までを次のように改める。

- 七 徳島県ユニバーサルデザインによるまちづくりの推進に関する条例（平成十九年徳島県条例第十四号）の施行に関すること。
- 八 人権問題に関する事務で他の主管に属しないこと。
- 九 国際交流に係る企画及び調整に関すること（知事戦略局及び他課の分掌に属するものを除く。）。
- 十 多文化共生に関すること。
- 十一 海外移住、海外技術協力その他国際交流の推進に関すること（他課の分掌に属するものを除く。）。

十二 旅券の交付に関すること。

十三 徳島県立人権教育啓発推進センターに関すること。

別表第二男女参画・人権課の項第十四号及び第十五号を削り、同表交通政策課の項の次に次のように加える。

消費者政策課	
安全衛生課	一 消費者施策の企画及び調整に関すること。 二 消費者施策に係る国及び関係団体との連携の推進に関すること。 三 消費者施策に係る国際的な取組の推進に関すること。 四 徳島県消費者の利益の擁護及び増進のための基本政策に関する条例の施行に関すること。 五 生活関連商品の価格動向の調査等に関すること。 六 不当景品類及び不当表示防止法（昭和三十七年法律第百三十四号）の施行に関すること（安全衛生課の分掌に属するものを除く。）。 七 消費生活協同組合法（昭和二十三年法律第二百号）の施行に関すること。 八 家庭用品品質表示法（昭和三十七年法律第百四号）の施行に関すること。 九 消費生活用製品安全法（昭和四十八年法律第三十一号）の施行に関すること。 十 特定商取引に関する法律（昭和五十一年法律第五十七号）の施行に関すること。 十一 消費者契約法（平成十二年法律第六十一号）の施行に関すること（他課の分掌に属するものを除く。）。 十二 徳島県安全で安心なまちづくり条例（平成十八年徳島県条例第七十八号）の施行に関すること。 十三 交通安全対策の総合的な企画及び調整に関すること。 十四 交通事故被害者に対する相談及び指導その他交通事故被害者の救済対策に関すること。 十五 徳島県自転車車の安全で適正な利用に関する条例（平成二十八年徳島県条例第三号）の施行に関すること。 十六 徳島県消費生活審議会、徳島県交通安全対策会議及び徳島県犯罪被害者等支援審議会に関すること。 十七 徳島県消費者情報センターの庶務事務に係る連絡及び調整に関すること。 一 食の安全・安心に関する施策の企画及び調整に関すること。 二 徳島県食の安全安心推進条例（平成十七年徳島県条例第百十五号）の施行に関すること。 三 食品表示に係る指導等の総括に関すること。

- 四 食品表示法（平成二十五年法律第七十号）の施行に関すること。
- 五 徳島県食品表示の適正化等に関する条例（平成二十七年徳島県条例第四号）の施行に関すること。
- 六 米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律（平成二十一年法律第二十六号）の施行に関すること（一般消費者に対する産地情報の伝達に係るものに限る。）。
- 七 不当景品類及び不当表示防止法の施行に関すること（食品表示に係るものに限る。）。
- 八 健康増進法（平成十四年法律第百三号）の施行に関すること（食品表示に係るものに限る。）。
- 九 食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）の施行に関すること。
- 十 製菓衛生師法（昭和四十一年法律第百十五号）の施行に関すること。
- 十一 旅館業法（昭和二十三年法律第百三十八号）の施行に関すること。
- 十二 徳島県ふぐの処理等に関する条例（平成二十五年徳島県条例第五号）の施行に関すること。
- 十三 と畜場法（昭和二十八年法律第百十四号）の施行に関すること。
- 十四 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律（平成二年法律第七十号）の施行に関すること。
- 十五 化製場等に関する法律（昭和二十三年法律第百四十号）の施行に関すること。
- 十六 徳島県獣医師修学資金貸与条例（平成二十三年徳島県条例第二十九号）の施行に関すること。
- 十七 狂犬病予防法（昭和二十五年法律第二百四十七号）の施行に関すること。
- 十八 動物の愛護及び管理に関する法律（昭和四十八年法律第百五号）の施行に関すること。
- 十九 徳島県動物の愛護及び管理に関する条例（平成十三年徳島県条例第八号）の施行に関すること。
- 二十 愛玩動物看護師法（令和元年法律第五十号）の施行に関すること。
- 二十一 徳島県ワンヘルス推進条例（令和五年徳島県条例第二十三号）の施行に関すること。
- 二十二 生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律（昭和三十三年法律第百六十四号）の施行に関すること。
- 二十三 理容師法（昭和二十二年法律第二百三十四号）の施行に関すること。

- 二十四 美容師法（昭和三十二年法律第百六十三号）の施行に関する
こと。
- 二十五 クリーニング業法（昭和二十五年法律第二百七号）の施行に
関すること。
- 二十六 公衆浴場法（昭和二十三年法律第百三十九号）の施行に関す
ること。
- 二十七 興行場法（昭和二十三年法律第百三十七号）の施行に関する
こと。
- 二十八 墓地、埋葬等に関する法律（昭和二十三年法律第四十八号）
の施行に関すること。
- 二十九 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和四十五
年法律第二十号）の施行に関すること。
- 三十 水道法（昭和三十二年法律第百七十七号）の施行に関すること
（主務大臣が環境大臣であるものに限る。）。
- 三十一 住宅宿泊事業法の施行に関すること（観光誘客課の分掌に属
するものを除く。）。
- 三十二 飲用井戸等の衛生対策に関すること。
- 三十三 徳島県食の安全安心審議会及び徳島県生活衛生適正化審議会
に関すること。
- 三十四 徳島県食肉衛生検査所及び徳島県動物愛護管理センターの庶
務事務に係る連絡及び調整に関すること。

別表第二サステナブル社会推進課の項を次のように改める。

サステナブル社会推進課

- 一 環境政策の企画及び調整に関すること。
- 二 徳島県環境基本条例（平成十一年徳島県条例第十一号）の施行に
関すること。
- 三 徳島県生活環境保全条例（平成十七年徳島県条例第二十四号）の
施行に関すること（他課の分掌に属するものを除く。）。
- 四 地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第百十七号）
の施行に関すること。
- 五 徳島県脱炭素社会の実現に向けた気候変動対策推進条例（平成二
十八年徳島県条例第五十七号）の施行に関すること。
- 六 環境首都とくしま・未来創造憲章に関すること。
- 七 資源の再利用、再生化等に係る施策の企画及び調整に関すること
。
- 八 環境教育及び環境学習の企画及び調整に関すること。
- 九 環境マネジメントシステムの総合調整に関すること。
- 十 省資源運動の推進に関すること。
- 十一 自然エネルギーに係る施策の企画及び調整に関すること（他課

	の分掌に属するものを除く。）。 十二 自然エネルギー協議会に関すること。 十三 自然保護に関すること。 十四 自然公園に関すること（県土整備部及び総合県民局県土整備部で行う土木工事の施行に関するものを除く。）。 十五 徳島県環境創造基金に関すること。 十六 徳島県環境審議会に関すること。 十七 徳島県立保健製薬環境センターの庶務事務に係る連絡及び調整に関すること。 十八 徳島県立佐那河内いきものふれあいの里に関すること。
--	--

別表第二こども未来政策課の項第二号中「こども未来応援条例」を「徳島県こども未来応援条例」に改め、同表青少年・こども家庭課の項の項名を「こども家庭支援課」に改め、同項第七号から第十一号までを次のように改める。

七 放課後児童健全育成事業に関すること。

八 いじめ防止対策推進法（平成二十五年法律第七十一号）第三十条第二項の規定による調査に関すること。

九 児童対象性暴力等の防止等に関すること（他課の分掌に属するものを除く。）。

十 徳島県いじめ問題調査委員会に関すること。

十一 徳島県こども女性相談センター、徳島県立女性自立支援施設しらぎく寮及び徳島県立徳島学院の庶務事務に係る連絡及び調整に関すること。

別表第二青少年・こども家庭課の項第十二号及び第十三号を削り、同項の次に次のように加える。

男女参画・青少年課	一 男女共同参画社会の推進に係る企画及び調整に関すること。 二 徳島県男女共同参画基本計画の推進に関すること。 三 徳島県男女共同参画推進条例（平成十四年徳島県条例第十二号）の施行に関すること。 四 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の施行に関すること（他課の分掌に属するものを除く。）。 五 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の施行に関すること（他課の分掌に属するものを除く。）。 六 青少年対策の企画及び調整に関すること。 七 徳島県青少年健全育成条例（昭和四十年徳島県条例第三十一号）の施行に関すること。 八 徳島県男女共同参画会議及び徳島県青少年健全育成審議会に関すること。 九 徳島県立男女共同参画総合支援センター及び徳島県青少年センターに関すること。
-----------	---

別表第二医療政策課の広域医療室の項の項名を「救急・災害医療対策室」に改め、同表障がい福祉課の項中第十五号を第十六号とし、第十二号から第十四号までを一号ずつ繰り下げ、第十一号の次に次の一号を加える。

十二 徳島県手話言語条例（令和七年徳島県条例第二十号）の施行に関すること。

別表第二経済産業政策課の項第七号中「徳島県東京本部」の下に「、徳島県東海本部」を加え、同表企業支援課の項を次のように改める。

企業支援課	
	一 中小企業の経営支援に関すること。 二 創業支援に関すること。 三 下請中小企業の振興に関すること。 四 徳島県信用保証協会に関すること。 五 貸金業に関すること。 六 徳島県新型コロナウイルス感染症対応利子補給基金に関すること。 七 徳島県大規模小売店舗立地審議会に関すること。
新産業立地室	八 徳島バッテリーバレイ構想の推進に関すること。 九 企業立地の推進及び企業誘致に関すること。 十 工業用水の需給計画に関すること。 十一 電源立地地域対策交付金に関すること。

別表第二産業創生・大学連携課の項中第六号を削り、第七号を第六号とし、第八号から第十二号までを一号ずつ繰り上げ、同表みどり戦略推進課の項を次のように改める。

みどり戦略推進課	一 みどりの食料システム戦略の推進に関すること。 二 環境保全型農業直接支払制度に関すること。 三 農産物の安全性の確保に関する施策の推進に関すること。 四 農薬及び肥料に関すること。 五 植物防疫（森林に係るものを除く。）に関すること。 六 園芸の振興に関すること。 七 園芸農産物に関すること。 八 特用農産物に関すること。 九 食育の推進に係る企画及び調整に関すること。 十 卸売市場に関すること（他課の分掌に属するものを除く。）。 十一 主要農産物に関すること。 十二 水田農業構造改革対策の企画及び推進に関すること。 十三 米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律の施行に関すること（安全衛生課の分掌に属するものを除く。）。 十四 稲、麦及び大豆の原原種の生産並びに原種の生産及び配布に関
----------	--

	十五 農産物検査法（昭和二十六年法律第四百四十四号）の施行に関すること。
販売・物流支援室	十六 農林水産物の流通に係る企画及び調整に関すること。 十七 農林水産物のブランド化に関すること。 十八 農林水産業に関する新事業の創出に関すること。 十九 農林水産物の紹介宣伝に関すること。 二十 農林水産物の販路拡張に関すること。

別表第二とくしまブランド推進課の項を削り、同表生産基盤課の項中第十一号を第十二号とし、第五号から第十号までを一号ずつ繰り下げ、第四号の次に次の一号を加える。

五 宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和三十六年法律第百九十一号）の施行に関すること（耕地に係るものに限る。）。

別表第二森林土木・保全課の項中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 宅地造成及び特定盛土等規制法の施行に関すること（林野に係るものに限る。）。

別表第二都市計画課の項第五号を次のように改める。

五 宅地造成及び特定盛土等規制法の施行に関すること（他課の分掌に属するものを除く。）。

別表第二都市計画課の項第十三号及び第十四号中「（他課の分掌に属するものを除く。）」を削り、同表住宅課の項を次のように改める。

住宅課	一 住生活基本法（平成十八年法律第六十一号）の施行に関すること。 二 公営住宅法（昭和二十六年法律第百九十三号）の施行に関すること。 三 高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成十三年法律第二十六号）の施行に関すること。 四 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成十九年法律第百十二号）の施行に関すること。 五 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成五年法律第五十二号）の施行に関すること。 六 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成二十年法律第八十七号）の施行に関すること。 七 住宅地区改良法（昭和三十五年法律第八十四号）の施行に関すること。 八 地方住宅供給公社法（昭和四十年法律第百二十四号）の施行に関すること。 九 農地所有者等賃貸住宅建設融資利子補給臨時措置法（昭和四十六
-----	---

年法律第三十二号)の施行に関すること。

十 特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律(平成十九年法律第六十六号)の施行に関すること(徳島県東部県土整備局及び総合県民局の分掌に属するものを除く。)

十一 マンションの管理の適正化の推進に関する法律(平成十二年法律第四百十九号)の施行に関すること。

十二 住宅工事及び宅地造成工事に関すること。

十三 木造住宅の振興等住宅生産の合理化等の促進に関すること。

十四 老朽危険空き家・空き建築物の除却に関すること。

十五 建築物耐震化対策の総合的な企画及び調整に関すること。

十六 建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成七年法律第二百二十三号)の施行に関すること。

十七 県営住宅の管理に関すること。

十八 応急仮設住宅の建設及び借上げに関すること。

十九 建築基準法の施行に関すること(都市計画課の分掌に属するものを除く。)

二十 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成十八年法律第九十一号)の施行に関すること。

二十一 津波防災地域づくりに関する法律の施行に関すること(建築物及び工作物に係る技術的審査に係るものに限る。)

二十二 畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律の施行に関すること(建築物に係る技術的審査に係るものに限る。)

二十三 都市の低炭素化の促進に関する法律(平成二十四年法律第八十四号)の施行に関すること(建築物に係る計画の認定等に係るものに限る。)

二十四 不動産特定共同事業法(平成六年法律第七十七号)の施行に関すること。

二十五 浄化槽法の施行に関すること(特定行政庁の権限に係るもの及び浄化槽工事の施行に係る技術上の指導に係るものに限る。)

二十六 建築士法(昭和二十五年法律第二百二号)の施行に関すること。

二十七 宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第七十六号)の施行に関すること。

二十八 積立式宅地建物販売業法(昭和四十六年法律第一百一十号)の施行に関すること。

二十九 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律の施行に関すること(対象建設工事の届出等の事務の連絡調整に係るものに限る。)

三十 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律(平成二十七年法律第五十三号)の施行に関すること。

三十一	建築指導に関すること。
三十二	建築統計に関すること。
三十三	がけ地近接危険住宅移転事業に関すること。
三十四	徳島県住環境未来創造基金に関すること。
三十五	住宅課及び営繕課の庶務事務の処理に関すること。
三十六	徳島県建築審査会及び徳島県建築士審査会に関すること。

別表第二砂防防災課の項中第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 宅地造成及び特定盛土等規制法の施行に関すること（砂防に係るものに限る。）。

別表第二水環境整備課の項中第六号を削り、第八号を第九号とし、第七号を第八号とし、第五号を第七号とし、第二号から第四号までを二号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の二号を加える。

- 二 浄化槽法の施行に関すること（他課の分掌に属するものを除く。）。
- 三 水道法の施行に関すること（他課の分掌に属するものを除く。）。

別表第三徳島県東京本部の項第一号中「東日本」を「担当区域」に改め、同項の次に次のように加える。

徳島県東海本部	- 一 担当区域における県と関係機関との連絡に関すること。 - 二 物産の販売あつせん、販路の拡張及び紹介宣伝に関すること。 - 三 県外物産の購入あつせん及び紹介に関すること。 - 四 市況調査、企業の動向調査、商事取引の調査その他情報の収集及び連絡に関すること。 - 五 観光の紹介宣伝及びあつせんに関すること。 - 六 企業及び工場の誘致に関する紹介宣伝並びに情報の収集及び連絡に関すること。 - 七 県人会等関係団体に関すること。 - 八 外部における人材の発掘に関すること。 - 九 その他特に命ぜられたこと。
---------	--

別表第三徳島県関西本部の項第一号中「西日本」を「担当区域」に改める。

別表第五徳島県東部県税局の項第一号中「この項において」を削り、「及び」の下に「過料の徴収（徳島県税条例（昭和二十五年徳島県条例第三十一号）の定めるところにより徳島県東部県税局の長が知事の権限の委任を受けているものに限る。）並びに」を加え、同項中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号から第十二号までを一号ずつ繰り上げ、同表徳島県東部保健福祉局の項第二十三号中「係る」を「属する」に改め、同表徳島県東部農林水産局の項中第四十号を第四十一号とし、第三十一号から第三十九号までを一号ずつ繰り下げ、第三十号の次に次の一号を加える。

三十一 宅地造成及び特定盛土等規制法の施行に関すること（耕地及び林野に係るものに限る。）。

別表第五徳島県東部県土整備局の項中第四十四号を第四十五号とし、第十二号から第四十三号までを一号ずつ繰り下げ、第十一号の次に次の一号を加える。

十二 宅地造成及び特定盛土等規制法の施行に関すること（耕地及び林野に係るものを除く。）。

別表第六徳島県消費者情報センターの項から徳島県動物愛護管理センターの項までを削り、同表鳥居記念館の項の次に次のように加える。

徳島県消費者情報センター	一 消費者安全法（平成二十一年法律第五十号）第八条第一項各号に掲げること。 二 消費者教育に関すること。 三 その他消費者の権利の実現の確保及びその自立の支援に関すること。
徳島県食肉衛生検査所	一 と畜場法の施行に関すること。 二 食品衛生法の施行に関すること。 三 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律の施行に関すること。 四 その他特に命ぜられたこと。

別表第六徳島県立女性自立支援施設しらぎく寮の項を次のように改める。

徳島県動物愛護管理センター	一 狂犬病予防法の施行に関すること。 二 動物の愛護及び管理に関する法律の施行に関すること。 三 徳島県動物の愛護及び管理に関する条例の施行に関すること。 四 その他特に命ぜられたこと。
---------------	--

別表第六徳島県子ども女性相談センターの項第六号中「及び被害者」を「（困難な問題を抱える女性への支援に関する法律第二条に規定する困難な問題を抱える女性をいう。以下この項及び徳島県立女性自立支援施設しらぎく寮の項において同じ。）及び被害者（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第一条第二項に規定する被害者及び同法第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者をいう。以下この項及び徳島県立女性自立支援施設しらぎく寮の項において同じ。）」に改め、同項の次に次のように加える。

徳島県立女性自立支援施設しらぎく寮	一 困難な問題を抱える女性等及び被害者等の保護に関すること。 二 入所した者に対する医学的又は心理学的な援助及び生活支援に関すること。 三 退所した者に係る相談その他の援助に関すること。
-------------------	---

別表第六徳島県立農林水産総合技術支援センターの項第十六号中「徳島県農林水産業未

来創造基金」を「徳島県農林水産業未来投資基金」に改め、同号を同項第十九号とし、同項中第十五号を第十八号とし、第十四号を第十七号とし、第十三号の次に次の三号を加える。

十四 地域資源の活用に関すること。

十五 農商工連携の推進に関すること。

十六 農林物資の規格化に関すること。

別表第七地域創生防災部及び地域創生観光部の項中第九号を削り、第十号を第九号とし、第十一号から第二十八号までを一号ずつ繰り上げ、同項第二十九号中「係る」を「属する」に改め、同号を同項第二十八号とし、同項第三十号を第二十九号とし、第三十一号を第三十号とし、同号の次に次の一号を加える。

三十一 県税の賦課徴収及び過料の徴収（徳島県税条例の定めるところにより徳島県総合県民局の長が知事の権限の委任を受けているものに限る。）並びに収納管理に関すること。

別表第七地域創生防災部及び地域創生観光部の項中第三十二号を削り、第三十三号を第三十二号とし、第三十四号を削り、第三十五号を第三十三号とし、第三十六号から第四十号までを二号ずつ繰り上げ、同表保健福祉環境部の項第二十二号中「係る」を「属する」に改め、同表農林水産部の項中第四十七号を第四十八号とし、第四十号から第四十六号までを一号ずつ繰り下げ、第三十九号の次に次の一号を加える。

四十 宅地造成及び特定盛土等規制法の施行に関すること（耕地及び林野に係るものに限る。）。

別表第七県土整備部の項中第四十四号を第四十五号とし、第十二号から第四十三号までを一号ずつ繰り下げ、第十一号の次に次の一号を加える。

十二 宅地造成及び特定盛土等規制法の施行に関すること（耕地及び林野に係るものを除く。）。

別表第八中第四号から第八号までを削り、第九号を第四号とし、同表第十号中「企画総務部総務監察課」を「企画総務部法制監察課」に改め、同号を同表第五号とし、同表第十一号中「企画総務部総務監察課」を「企画総務部法制監察課」に改め、同号を同表第六号とし、同表中第十二号を第七号とし、第十三号から第十八号までを五号ずつ繰り上げ、同表第十九号中「観光スポーツ文化部観光政策課」を「観光スポーツ文化部観光企画課」に改め、同号を同表第十四号とし、同表中第二十号を第十五号とし、第二十一号から第二十四号までを五号ずつ繰り上げ、第二十五号を第二十号とし、同号の次に次の五号を加える。

二十一	徳島県消費生活審議会	生活環境部消費者政策課
二十二	徳島県交通安全対策会議	生活環境部消費者政策課
二十三	徳島県犯罪被害者等支援審議会	生活環境部消費者政策課
二十四	徳島県食の安全安心審議会	生活環境部安全衛生課

二十五	徳島県生活衛生適正化審議会	生活環境部安全衛生課
-----	---------------	------------

別表第八中第二十六号を削り、第二十七号を第二十六号とし、第二十八号から第三十四号までを一号ずつ繰り上げ、第三十五号を削り、同表第三十六号中「こども未来部青少年・こども家庭課」を「こども未来部こども家庭支援課」に改め、同号を同表第三十四号とし、同号の次に次の二号を加える。

三十五	徳島県男女共同参画会議	こども未来部男女参画・青少年課
三十六	徳島県青少年健全育成審議会	こども未来部男女参画・青少年課

別表第八第六十七号及び第六十八号中「県土整備部住宅課建築指導室」を「県土整備部住宅課」に改める。

附 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

徳島県規則第三十七号

徳島県事務委任規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和七年三月三十一日

徳島県知事 後藤田 正 純

徳島県事務委任規則の一部を改正する規則

徳島県事務委任規則（昭和四十二年徳島県規則第十六号）の一部を次のように改正する。

第十七条（見出しを含む。）中「徳島県警察本部の警務部会計課長」を「徳島県警察本部警務部会計課長」に改める。

別表第一徳島県東京本部長の項の次に次のように加える。

徳島県東海本部長

- 一 物産の販売及び購入のあつせん
- 二 観光のあつせん
- 三 物産の陳列展示品の決定
- 四 需用費のうち食糧費（賄材料費に係るものを除く。）についての地方自治法第二百三十二条の三の規定による支出負担行為
- 五 使用料及び賃借料（徳島県東海本部の事務所及び公舎に係るものに限る。）についての地方自治法第二百三十二条の三の規定による支出負担行為
- 六 徳島県公有財産取扱規則に関する次のこと。

- 1 第三十七条（第四十六条及び第四十六条の二において準用する場合を含む。）の規定による貸付財産等の基準貸付料年額（貸付期間が一年未満の場合は、総額）が一件百万円未満の普通財産等の貸付け等
- 2 第三十八条第三項（第四十六条及び第四十六条の二において準用する場合を含む。）の規定による普通財産等の貸付け等の期間の更新
- 3 第四十条ただし書（第四十六条及び第四十六条の二において準用する場合を含む。）の規定による貸付財産等の基準貸付料年額（貸付期間が一年未満の場合は、総額）が一件百万円未満の普通財産等の貸付け等に係る契約内容の一部の省略の決定
- 4 第四十一条ただし書（第四十六条及び第四十六条の二において準用する場合を含む。）の規定による貸付財産等の基準貸付料年額（貸付期間が一年未満の場合は、総額）が一件百万円未満の普通財産等の貸付け等に係る契約の担保又は連帯保証人の免除の決定
- 5 第四十二条第二項（第四十六条及び第四十六条の二において準用する場合を含む。）において準用する徳島県行政財産使用料条例第七条第二号の規定による延滞金の額の算定についての特例措置の決定
- 6 第四十三条（第四十六条及び第四十六条の二において準用する場合を含む。）の規定による普通財産等の貸付目的等の変更の承認
- 7 第四十四条（第四十六条及び第四十六条の二において準用する場合を含む。）の規定による普通財産等の貸付契約等の解除又は使用許可の取消し
- 8 第四十五条（第四十六条及び第四十六条の二において準用する場合を含む。）

の規定による貸付財産等の返還に関する事務の処理

七 別表第二に掲げる事項

別表第一徳島県関西本部長の項第五号中「及び徳島県名古屋事務所」を削る。

別表第二服務関係事項の項第五号の1中「第五条」を「第五条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）」に、「週休日」を「週休日若しくは勤務時間を割り振らない日」に改め、同項第七号の1中「指定」の下に「及び同条第三項の規定による所属職員の勤務時間等の決定」を加える。

別表第二の二徳島県東部県税局長の項第六号中「企画総務部長」を「企画総務部広域行政担当部長」に改め、同表東部保健福祉局長の項第四十七号の7中「同条第二項」を「第二十二條第二項」に改め、同項第六十七号の4中「及び同条第二項」を「並びに同条第二項及び第三項」に改め、同項第六十八号の3中「生活困窮者一時生活支援事業」を「生活困窮者居住支援事業」に改め、同項第八十八号の5を次のように改める。

5 徳島県長寿社会づくり支援費補助事業

別表第二の二徳島県東部農林水産局長の項第二十二号中2を4とし、1の次に次のように加える。

2 第十二条第一項の規定による農業経営改善計画の認定

3 第十三条第一項の規定による農業経営改善計画の変更の認定及び同条第二項の規定による認定の取消し

別表第二の二徳島県東部農林水産局長の項第二十二号に次のように加える。

5 第三十条の二の規定による情報の利用又は提供

別表第二の二徳島県東部農林水産局長の項第二十五号を次のように改める。

二十五 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）に関する次のこと（1、2、4、8及び9にあつては、農林水産部鳥獣対策・里山振興課長の専決に係るものを除く。）。

1 第九条第十一項の規定による許可証又は従事者証の返納の受理及び同条第十三項の規定による報告の受理

2 第十五条第九項の規定による指定猟法許可証の返納の受理及び同条第十三項（第二十八条第九項及び第二十九条第四項において準用する場合を含む。）の規定による標識の設置

3 第二十四条第八項の規定による販売許可証の返納の受理

4 第二十八条第五項（第二十九条第四項において準用する場合を含む。）の規定による意見書の受理並びに同条第十一項の規定による鳥獣の生息及び繁殖に必要な施設の設置

5 第三十四条第五項（第三十五条第十二項において準用する場合を含む。）の規定による標識の設置

6 第三十五条第十項の規定による承認証の返納の受理

7 第五十四条の規定による狩猟免状の返納の受理

8 第六十五条の規定による狩猟者登録証又は狩猟者記章の返納の受理

9 第六十六条の規定による報告の受理

10 第七十条第二項の規定による標識の設置

別表第二の二徳島県東部農林水産局長の項第二十六号中「5に」を「6に」に改め、同号中5を6とし、4を5とし、3を4とし、2の次に次のように加える。

3 第二十四条第五項の規定による販売許可証の住所等の変更の届出の受理及び同条第六項の規定による販売許可証の亡失の届出の受理

別表第二の二徳島県東部農林水産局長の項第二十六号に次のように加える。

7 第七十六条第一項の規定による猟区の成績報告書の受理

別表第二の二徳島県東部農林水産局長の項第三十一号の2及び3中「において」を「の規定により」に改め、同項中第三十四号及び第三十五号を削り、第三十六号を第三十四号とし、第三十七号から第五十号までを二号ずつ繰り上げ、同表徳島県東部県土整備局長の項第五号の1中「第六条の二第六項」の下に「(第八十七条第一項、第八十七条の四並びに第八十八条第一項及び第二項において準用する場合を含む。)」を加え、同号の2中「から第三号まで」を「又は第二号」に改め、同号の6中「第十八条第二十四項第一号」を「第十八条第十九項(第八十七条第一項、第八十七条の四並びに第八十八条第一項及び第二項において準用する場合を含む。)」の規定による建築物の計画が建築基準関係規定に適合しない旨の通知及び第十八条第三十八項第一号」に、「から第三号まで」を「又は第二号」に改め、同項第六号中「から第三号まで」を「又は第二号」に改め、同項第十号を次のように改める。

十 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律(平成二十七年法律第五十三号)に関する次のこと(昭和四十五年徳島県告示第百八十一号(建築基準法に基づく建築主事の所管区域を指定する件)の表の備考に掲げる建築物等以外の建築物等に係るものに限る。)

1 第七条の規定による指導及び助言

2 第十一条第一項及び第二項の規定による建築物エネルギー消費性能適合性判定並びに同条第三項の規定による通知書の交付

3 第十二条第二項及び第三項の規定による建築物エネルギー消費性能適合性判定並びに同条第四項の規定による通知書の交付

4 第十三条第一項の規定による是正措置の命令

5 第十五条第一項の規定による報告の徴収又は職員による立入検査(4に掲げる事項の施行のために行うものに限る。)

6 第三十条第一項の規定による認定及び同条第三項(第三十一条第二項において準用する場合を含む。)の規定による通知

7 第三十一条第一項の規定による認定

8 第三十二条の規定による報告の徴収

9 第三十三条の規定による改善命令

10 第三十四条の規定による認定の取消し

別表第二の二徳島県東部県土整備局長の項第十一号中「第十一条」を「第十三条」に改める。

別表第二の三徳島県防災人材育成センター所長の項の次に次のように加える。

徳島県立図書館長

一 徳島県文化の森総合公園文化施設条例(平成二年徳島県条例第十一号)に関する

次のこと（徳島県立図書館に係るものに限る。）。

- 1 第三条の規定による施設又は用具の利用の許可
- 2 第五条ただし書の規定による損害賠償責任の全部又は一部の免除

徳島県立博物館長

- 一 徳島県文化の森総合公園文化施設条例に関する次のこと（徳島県立博物館に係るものに限る。）。

- 1 第三条の規定による施設又は用具の利用の許可
- 2 第五条ただし書の規定による損害賠償責任の全部又は一部の免除

徳島県立近代美術館長

- 一 徳島県文化の森総合公園文化施設条例に関する次のこと（徳島県立近代美術館に係るものに限る。）。

- 1 第三条の規定による施設又は用具の利用の許可
- 2 第五条ただし書の規定による損害賠償責任の全部又は一部の免除

徳島県立文書館長

- 一 徳島県文化の森総合公園文化施設条例第五条ただし書の規定による損害賠償責任の全部又は一部の免除（徳島県立文書館に係るものに限る。）

- 二 徳島県立文書館協議会に対して諮問し、又は建議を受けること。

徳島県立二十一世紀館長

- 一 徳島県文化の森総合公園文化施設条例に関する次のこと（1及び3にあつては、徳島県立二十一世紀館に係るものに限る。）。

- 1 第三条の規定による施設又は用具の利用の許可
- 2 第四条第一項の規定による観覧料の徴収、同条第二項の規定による使用料の徴収並びに同条第三項の規定による観覧料及び使用料の全部又は一部の免除
- 3 第五条ただし書の規定による損害賠償責任の全部又は一部の免除

- 二 徳島県文化の森総合公園文化施設の観覧料及び使用料徴収規則（平成二年徳島県規則第四十九号）に関する次のこと。

- 1 第三条第一項ただし書の規定による観覧料及び使用料の徴収の時期及び方法の特例の決定

- 2 第四条ただし書の規定による観覧料及び使用料の全部又は一部の還付
- 3 第五条の規定による観覧料及び使用料に関し必要な事項の決定
- 三 徳島県文化の森総合公園文化施設における電気の調達に係る事務の処理（企画総務部広域行政担当部長の専決に係るものを除く。）

- 四 徳島県文化の森総合公園文化施設の維持及び管理の業務の委託に関する事務の処理

- 五 徳島県立二十一世紀館協議会に対して諮問し、又は建議を受けること。

徳島県立鳥居龍蔵記念博物館長

- 一 徳島県文化の森総合公園文化施設条例第五条ただし書の規定による損害賠償責任の全部又は一部の免除（徳島県立鳥居龍蔵記念博物館に係るものに限る。）

別表第二の三徳島県立図書館長の項から徳島県立鳥居龍蔵記念博物館長の項までを削る。

別表第三個別事項の項第三号の5、6及び8中「において読み替えて」を「の規定により読み替えて」に改め、同項第十号の3中「許可」の下に「及び同条第三項の規定による意見の聴取」を加え、同号の6中「の設定に関する裁定」を「を設定すべき旨の裁定及び第三十九条第四項（第四十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定による意見の聴取」に改め、同号の9及び10中「第五条又は」を「第五条若しくは」に、「許可及び」を「許可又は」に改め、同号の11中「処分」の下に「及び同条第三項の規定による公表」を加え、同号に次のように加える。

13 附則第二項の規定による農林水産大臣との協議

別表第三個別事項の項第二十六号を次のように改める。

二十六 農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）に関する次のこと。

- 1 第五条の二第一項（第二号に係る部分に限る。）の規定による資料の提出、同条第二項の規定による説明及び同条第四項の規定による助言又は勧告の受理
- 2 第八条第四項（第十三条第四項において準用する場合を含む。）の規定による市町村の農業振興地域整備計画のうち農用地利用計画についての同意
- 3 第十一条第六項（第十三条第四項において準用する場合を含む。）の規定による審査の申立ての裁決
- 4 第十三条第三項の規定による市町村の農業振興地域整備計画のうち農用地利用計画の変更に関する指示及び同条第五項の規定による書面の提出の要求
- 5 第十三条の二第三項の規定による市町村の交換分合計画の認可
- 6 第十五条の規定による土地利用に関する調停
- 7 第十五条の二第一項本文の規定による農用地区域内における開発行為の許可、同条第六項及び第七項（これらの規定を同条第九項において準用する場合を含む。）の規定による意見の聴取並びに同条第八項の規定による国又は地方公共団体との協議
- 8 第十五条の三の規定による違反者等に対する監督処分
- 9 第十六条第一項の規定による農用地区域以外の区域内における開発行為についての勧告及び同条第二項の規定による勧告に従わない旨等の公表

別表第三個別事項の項中第三十六号を削り、第三十五号を第三十六号とし、第三十二号から第三十四号までを一号ずつ繰り下げ、第三十一号の次に次の一号を加える。

三十二 農業経営基盤強化促進法に関する次のこと。

- 1 第十二条第六項の規定による同意市町村との協議及び同意並びに同条第十一項の規定による農林水産大臣との協議
- 2 第十六条の二第六項（第十六条の三第五項において準用する場合を含む。）の規定による農林水産大臣との協議及び同意並びに農業委員会の意見の聴取並びに第十条の二第九項（第十六条の三第五項において準用する場合を含む。）の規定による通知の受理
- 3 第十六条の三第四項の規定による通知の受理
- 4 第十六条の七の規定による協力の求めの受諾

別表第三個別事項の項中第三十七号を削り、第三十八号を第三十七号とし、第三十九号

を第三十八号とし、第四十号を第三十九号とし、同号の次に次の一号を加える。

四十 徳島県希少野生生物の保護及び継承に関する条例（平成十八年徳島県条例第十八号）に関する次のこと。

- 1 第二十条第五項（第二十三条第三項において準用する場合を含む。）の規定による指定案についての意見書の受理
- 2 第二十四条第一項の規定による緩衝地区内での行為の届出の受理
- 3 第二十七条第一項（同条第六項において準用する場合を含む。）の規定による希少野生生物保護区等の指定等の提案の受理

別表第三個別事項の項第五十四号の2中「企画総務部長」を「企画総務部広域行政担当部長」に改め、同号を同項第五十五号とし、同項中第五十三号を第五十四号とし、第四十二号から第五十二号までを一号ずつ繰り下げ、第四十一号を第四十二号とし、同号の前の次の一号を加える。

四十一 徳島県希少野生生物の保護及び継承に関する条例施行規則（平成十九年徳島県規則第一号）第九条第七項の規定による許可証又は従事者証の返納の受理及び同条第九項の規定による回復した許可証又は従事者証の返納の受理

別表第五その一第四号中「企画総務部長」を「企画総務部広域行政担当部長」に改め、

十 万 円 未 満	千 万 円 未 満
-----------------------	-----------------------

を

十 万 円 未 満	千 二 百 万 円 未 満
-----------------------	---------------------------------

に、

全額	三千万円未満
----	--------

同表その二中

千万円未満

を

三千万円未満	三千万円未満	全額
千二百万円未満	千万円未満	千万円未満

に改める。

別表第十二中「徳島県警察本部の警務部会計課長」を「徳島県警察本部警務部会計課長」に改める。

別表第十三第六号中「徳島名西警察署、小松島警察署、阿南警察署及び三好警察署」を「徳島県徳島名西警察署、徳島県小松島警察署、徳島県阿南警察署及び徳島県三好警察署」に改め、同表第八号の1中「から八十三の項まで並びに八十五の項」を「、八十一の項並びに八十三の項」に改め、同号の2中「から八十三の項まで」を削る。

別表第十四徳島県行政組織規則第五条第二項及び第六条第二項に規定する課（知事戦略公室及び、徳島県文化の森振興センターを含む。以下この表及び次表において「課」という。）、徳島県会計規則別表第三に掲げる出納局会計課の所管する二号廨（以下「会計課の所管する二号廨」という。）、徳島県教育委員会（事務局に限る。）、徳島県人事委員

会、徳島県監査委員、徳島県労働委員会、徳島県収用委員会、徳島県警察本部（警務部情報発信課及び会計課並びに交通部交通指導課に限る。）並びに徳島県議会の所掌に属する歳入及び歳入歳出外現金に係る次に掲げる事務の項の項名中「知事戦略公室及び、」を「知事直轄組織知事戦略局及び」に改める。

附 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

徳島県規則第三十八号

機構改革に伴う関係規則の整備に関する規則を次のように定める。

令和七年三月三十一日

徳島県知事 後藤田 正 純

機構改革に伴う関係規則の整備に関する規則

(徳島県労働委員会事務局規程の一部改正)

第一条 徳島県労働委員会事務局規程(昭和二十八年徳島県規則第一号)の一部を次のように改正する。

第一条中「次の課」を「審査調整課」に改め、各号を削る。

第二条中「調整課」を「審査調整課」に改め、同条第六号中「あつせん員候補者」を「あつせん員候補者」に改め、同条第七号中「あつせん」を「あつせん」に改め、同条第八号から第十一号までを次のように改める。

八 労働組合の資格審査に関すること。

九 不当労働行為に関すること。

十 地方公営企業等の労働関係に関する法律(昭和二十七年法律第二百八十九号)第五条第二項の規定による認定及び告示に関すること。

十一 労働組合法(昭和二十四年法律第七十四号)第十八条の規定による決議に関すること。

第二条に次の五号を加える。

十二 労働関係調整法(昭和二十一年法律第二十五号)第四十二条の規定による請求に関すること。

十三 委員会の会議に関すること。

十四 個別労働関係紛争のあつせんに関すること。

十五 労働関係資料の収集に関すること。

十六 前各号に掲げるもののほか、委員会の事務に関すること。

第三条を削り、第四条を第三条とし、第五条を第四条とし、第六条を第五条とする。

第七条第二項中「調整課長」を「審査調整課長」に改め、同条を第六条とし、第八条を第七条とする。

第九条中「外」を「ほか」に改め、同条を第八条とする。

(徳島県会計規則の一部改正)

第二条 徳島県会計規則(昭和三十九年徳島県規則第二十三号)の一部を次のように改正する。

第二条第六号中「行う」の下に「本部及び」を加え、「及び本部」を削り、同条第七号中「管理する」の下に「本部並びに」を加える。

第五条第一項の表第一号の2及び3中「及び本部」の下に「(徳島県東海本部を除く。)」を加え、同号の6中「事務局の」の下に「副室長又は」を加え、「徳島県労働委員会事務局調整課副課長」を「徳島県労働委員会事務局審査調整課副課長」に改め、同号の7中「及び本部」の下に「(徳島県東海本部を除く。)」を加え、「又は次長(当該^か解の長が指定する者に限る。)」を削り、同号の8中「副所長」を「副本部長、副所長」に改め、同号の11中「知事戦略公室」を「知事直轄組織知事戦略局」に改め、同

号の12中「本部」の下に「（徳島県東海本部を除く。）」を加える。

第二十七条中第八号を削り、第九号を第八号とし、第十号から第十五号までを一号ずつ繰り上げる。

第二十七条の二第二号を削り、同条第三号中「前二号」を「前号」に改め、同号を同条第二号とし、同条中第四号を第三号とし、同条第五号中「前各号」を「前三号」に改め、同号を同条第四号とする。

第二十七条の三第一項の表第一号中「副課長」を「副室長又は副課長」に改め、同表第十一号中「調整課副課長」を「審査調整課副課長」に改め、同条第二項中「常時経費及び」を削り、同条第五項中「、常時経費」を削る。

第二十七条の六中第二号を削り、第三号を第二号とし、同条第四号中「第二十七条第十四号」を「第二十七条第十三号」に改め、同号を同条第三号とし、同条中第五号を第四号とし、第六号を第五号とする。

第二十七条の九第一項を削り、同条第二項中「資金前渡担任者は、」の下に「別に定める」を加え、「前項の規定に準じて資金前渡金の出納状況に係る事務を処理しなければ」を「資金前渡金の出納の状況を明らかにしておかなければ」に改め、同項を同条第一項とし、同条第三項中「第二十七条の六第四号」を「第二十七条の六第三号」に改め、同項を同条第二項とする。

第四十四条第一項ただし書を削り、同条第二項中「（常時経費に係る資金を除く。以下この項において同じ。）」を削り、「第二十七条の六第四号」を「第二十七条の六第三号」に改め、同条第三項中「（徳島県名古屋事務所に係る事務経費については、精算調書、当該交代の日現在における資金前渡金出納計算書及び第二十七条の七第一項の規定による預金の通帳の写し）」を削り、同条第五項ただし書を削り、同条第六項中「前項本文」を「前項」に改める。

第四十五条第一項ただし書を削り、同条第二項中「前項本文」を「前項」に改める。
附則第七項中「第二十七条第十三号」を「第二十七条第十一号」に改める。

別表第一を次のように改める。

別表第一（第二条関係）

一号廨^{かい}

徳島県東京本部

徳島県関西本部

徳島県南部総合県民局

徳島県西部総合県民局

別表第二中「徳島県東部県税局」を「徳島県東海本部
徳島県東部県税局」に、
「徳島県自治研修センター」
徳島県立二十一世紀

所
センター

センター
を

館
を

館
を

に改める。

「徳島県食肉衛生検査

徳島県動物愛護管理

徳島県自治研修セン

徳島県立二十一世紀

別表第三その一の表出納局会計課の項中「徳島県食肉衛生検査所 徳島県動物愛護管理センター 徳島県自治研修センター 徳島県立二十一世紀館」を「徳島県自治研修センター 徳島県立二十一世紀館 徳島県食肉衛生検査所 徳島県動物愛護管理センター」に改め、同その一の表徳島県関西本部の項を次のように改める。

徳島県関西本部 大阪市中央区南船場三丁目	徳島県東海本部	阿波銀行 大阪支店
-------------------------	---------	--------------

「様式第三十号 資金前渡金引継書

様式目次中 様式第三十号の二 資金前渡金出納簿 を「様式第三十号 資金前

様式第三十号の三 資金前渡金科目整理簿」

渡金引継書」に、「様式第四十一号の二 資金前渡金出納計算書」を「様式第四十一号の二 削除」に改める。

様式第三十号の二及び様式第三十号の三を削る。

様式第四十一号の二を次のように改める。

様式第九十七号その一中「企画総務部広域行政担当部長」を「環境部生活安全担当部長、経済産業部商流・交流担当部長、県土整備部プロジェクト担当部長及び知事直轄組織知事戦略局長」に改め、同条第三項中「上席秘書幹」を「知事直轄組織知事戦略局秘書室長」に、

「徳島県収入証紙条例施行規則の一部改正」を「環境部生活安全担当部長、経済産業部商流・交流担当部長、県土整備部プロジェクト担当部長及び知事直轄組織知事戦略局長」に改める。

「徳島県収入証紙条例施行規則の一部改正」

第三条 徳島県収入証紙条例施行規則（昭和三十九年徳島県規則第二十四号）の一部を次のように改正する。

第四条第二項中「上席秘書幹」を「知事直轄組織知事戦略局秘書室長」に、「運転免許課阿南分室長」を「交通部運転免許課阿南分室長」に改める。

（徳島県公有財産取扱規則の一部改正）

第四条 徳島県公有財産取扱規則（昭和三十九年徳島県規則第二十五号）の一部を次のように改正する。

本則中「企画総務部長」を「企画総務部広域行政担当部長」に改める。

第二条第一項中「及び知事戦略公室長」を「企画総務部広域行政担当部長、生活環境部交通・生活安全担当部長、経済産業部商流・交流担当部長、県土整備部プロジェクト担当部長及び知事直轄組織知事戦略局長」に改め、同条第三項中「上席秘書幹」を「知事直轄組織知事戦略局秘書室長」に改める。

第九条第一項第二号中「第六条」の下に「、第七条の二又は第七条の四」を加え、同条第二項第一号中「第六条」の下に「、第七条の四」を加える。

第五十五条第二項中「報告（滅失又は毀損の程度が軽微なものを除く。）する」を「報告（滅失又は毀損の程度が軽微なものを除く。）をする」に改める。

第五十六条中「を処分（取壊しを除く。）しよう」を「の処分（取壊しを除く。）をしよう」に改める。

第六十三条中「十四人」を「十七人」に改める。

第六十五条中「及び知事戦略公室長」を「、経済産業部商流・交流担当部長及び知事直轄組織知事戦略局長」に改める。

第六十八条第二項中「企業局経営企画戦略課」を「企業局経営企画課」に改める。

様式第四号、様式第五号及び様式第七号中「~~知事直轄組織知事戦略局長~~」を「~~知事直轄組織知事戦略局長~~」に改める。

（徳島県契約事務規則の一部改正）

第五条 徳島県契約事務規則（昭和三十九年徳島県規則第三十九号）の一部を次のように改正する。

第三十条の三第三号中「知事戦略公室」を「知事直轄組織知事戦略局」に改める。

（徳島県予算の編成及び執行に関する規則の一部改正）

第六条 徳島県予算の編成及び執行に関する規則（昭和三十九年徳島県規則第四十号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「知事戦略公室長」を「企画総務部広域行政担当部長、生活環境部交通・生活安全担当部長、経済産業部商流・交流担当部長、県土整備部プロジェクト担当部長、知事直轄組織知事戦略局長」に改め、同条第三号及び第四号中「上席秘書幹」を「知事直轄組織知事戦略局秘書室長」に改める。

（徳島県公舎管理規則の一部改正）

第七条 徳島県公舎管理規則（昭和三十九年徳島県規則第四十八号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第一号及び第二号中「企画総務部長」を「企画総務部広域行政担当部長」に改め、同項第三号中「又は知事戦略公室長」を「、担当部長（企画総務部広域行政担当部長、生活環境部交通・生活安全担当部長、経済産業部商流・交流担当部長及び県土整備部プロジェクト担当部長をいう。以下同じ。）又は知事直轄組織知事戦略局長」に改める。

第五条第一項中「知事戦略公室長」を「担当部長、知事直轄組織知事戦略局長」に改め、同項第三号中「上席秘書幹」を「知事直轄組織知事戦略局秘書室長」に改める。

別表第一中八の項を九の項とし、二の項から七の項までを一項ずつ繰り下げ、一の項の次に次のように加える。

一 愛知県に所在する公舎

徳島県東海本部

（徳島県職員被服等貸与規則の一部改正）

第八条 徳島県職員被服等貸与規則（昭和四十年徳島県規則第二十二号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「知事戦略公室」を「知事直轄組織知事戦略局」に改め、同条第二項中「上席秘書幹」を「知事直轄組織知事戦略局秘書室長」に改める。

別表知事戦略公室、課、本部、東部各局、センター等又は総合県民局の項の項名中「知事戦略公室」を「知事直轄組織知事戦略局」に改め、同表徳島県東京本部の項の項名を「徳島県東京本部又は徳島県東海本部」に改め、同表企画総務部管財課の項を次のように改める。

企画総務部管財課															
作業服上・下		電話又は電気設備の保守管理業務に従事する職員		庁舎内外の警備及び整理に従事する職員										自動車の整備業務に従事する職員	
作業服上・下	作業服上・下	作業服上・下	作業服上・下	夏服上・下	盛夏服上	合服上・下	冬服上・下	外とう	ネクタイ	帽子（夏用）	帽子（冬用）	ゴム長靴	革手袋	雨衣	作業服上・下
二	二	二	二	一	一	一	一	一	二	一	一	一	一	一	四
二年	二年	三年	二年	二年	二年	三年	二年	五年	二年	三年	三年	三年	三年	三年	二年

別表県土整備部住宅課又は住宅課建築指導室の項の項名を「県土整備部住宅課」に改める。
 （徳島県物品購入審査委員会規則の一部改正）

第九条 徳島県物品購入審査委員会規則（昭和四十年徳島県規則第九十四号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「企画総務部長」を「企画総務部広域行政担当部長」に改める。

第七条中「上席秘書幹」を「知事直轄組織知事戦略局秘書室長」に、「調整課長」を「審査調整課長」に改める。

（徳島県補償審査委員会設置規則の一部改正）

第十条 徳島県補償審査委員会設置規則（昭和四十一年徳島県規則第二十六号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「主務部長」の下に「（企画総務部広域行政担当部長、生活環境部交通・生活安全担当部長、経済産業部商流・交流担当部長及び県土整備部プロジェクト担当部長（以下「担当部長」という。）を含む。）」を加える。

第五条中「関係部長、」の下に「関係担当部長及び」を加える。

（徳島県用度・給与集中管理特別会計規則の一部改正）

第十一条 徳島県用度・給与集中管理特別会計規則（昭和四十二年徳島県規則第二十号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「知事戦略公室」を「知事直轄組織知事戦略局」に、「労働委員会事務局調整課」を「労働委員会事務局審査調整課」に改める。

第四条第一項中「知事戦略公室」を「知事直轄組織知事戦略局」に、「上席秘書幹」を「秘書室長」に改める。

別表解（徳島県東京本部、徳島県関西本部及び警察本部に所属する解を除く。）の項の項名中「徳島県東京本部」の下に「、徳島県東海本部」を加え、同表徳島県東京本部及び徳島県関西本部の項の項名中「及び」を「、徳島県東海本部及び」に改める。

（徳島県県有車両管理規則の一部改正）

第十二条 徳島県県有車両管理規則（昭和四十二年徳島県規則第三十六号）の一部を次のように改正する。

本則中「企画総務部長」を「企画総務部広域行政担当部長」に改める。

第二条第一号中「知事戦略公室」を「知事直轄組織知事戦略局」に、「労働委員会事務局調整課」を「労働委員会事務局審査調整課」に、「上席秘書幹」を「秘書室長」に改め、同条第三号中「知事戦略公室」を「知事直轄組織知事戦略局」に、「上席秘書幹」を「秘書室長」に改める。

第二十九条第二項第一号及び第二号を次のように改める。

一 企画総務部人事課長、財政課長及び管財課長

二 生活環境部消費者政策課長

様式第十号中「（中略）」を「（中略）」に改める。

（徳島県庁舎等管理規則の一部改正）

第十三条 徳島県庁舎等管理規則（昭和四十五年徳島県規則第二十二号）の一部を次のように改正する。

第三条中「企画総務部長」を「企画総務部広域行政担当部長」に改める。

第四条の二第二項の表万代庁舎の項中「知事戦略公室」を「知事直轄組織知事戦略局」に、「上席秘書幹」を「秘書室長」に改める。

第十七条中「企画総務部長」を「企画総務部広域行政担当部長」に改める。

(地方公営企業法第三十九条第二項の規定に基づき知事が定める職に関する規則の一部改正)

第十四条 地方公営企業法第三十九条第二項の規定に基づき知事が定める職に関する規則（昭和四十五年徳島県規則第三十四号）の一部を次のように改正する。

第四号中「政策調査幹、自然エネルギー事業化担当室長及び」を削り、第七号を削り、第八号を第七号とし、第九号を第八号とする。

(宅地建物取引業法施行細則の一部改正)

第十五条 宅地建物取引業法施行細則（昭和五十六年徳島県規則第三十三号）の一部を次のように改正する。

様式第二号その二の表中「試験田」を、「試験を」を、「試験を
に」、「試験は、」を「試験は、」に、「総」を「総」に、「裏面」を「裏面
」、 「徳島県土整備部住宅課建築指導室」を「徳島県土整備部住宅課」に改める。」に。

(徳島県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則の一部改正)

第十六条 徳島県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成八年徳島県規則第二十二号）の一部を次のように改正する。

第五條第一項第一號中「知事戰略公室」を「知事直轄組織知事戰略局」に改める。

(知事の職務を代理する上席の職員を定める規則の一部改正)

第十七条 知事の職務を代理する上席の職員を定める規則（平成十四年徳島県規則第五十五号）の一部を次のように改正する。

「知事戦略公室長」を「知事直轄組織知事戦略局長」に改め、本則に次のただし書を加える。

ただし、政策監の代理する順序は、次のとおりとする。

一 政策監 上田紘嗣

二 政策監 朝田将

附則

(施行期日)

1 この規則は、令和七年四月一日から施行する。

(經過措置)

2 この規則による改正後のそれぞれの規則の様式に相当するこの規則による改正前のそれぞれの規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができるものとする。

(徳島県会計規則の一部改正に伴う経過措置)

3 第二条の規定による改正前の徳島県会計規則第二十七条第八号に掲げる経費に係る令和六年度に属する会計事務については、なお従前の例による。

徳島県告示第二百十号

機構改革に伴う関係告示の整理に関する告示を次のように定める。

令和七年三月三十一日

徳島県知事 後藤田 正 純

機構改革に伴う関係告示の整理に関する告示

(昭和四十五年徳島県告示第百八十一号の一部改正)

第一条 昭和四十五年徳島県告示第百八十一号(建築基準法に基づく建築主事の所管区域を指定する件)の一部を次のように改正する。

表備考に掲げる建築物等の項中「知事戦略公室」を「知事直轄組織知事戦略局」に改める。

(平成十六年徳島県告示第百二十四号の一部改正)

第二条 平成十六年徳島県告示第百二十四号(建築基準法の規定に基づき、容積率、建ぺい率及び建築物の各部分の高さの制限を定める区域並びに当該区域に係る数値について定める件)の一部を次のように改正する。

「建ぺい率」を「建蔽率」に、「徳島県県土整備部住宅課建築指導室」を「徳島県県土整備部住宅課」に改める。

表中「~~海沿い地区~~」を「~~海沿い地区~~」に改める。

(徳島県二級建築士名簿等閲覧規程の一部改正)

第三条 徳島県二級建築士名簿等閲覧規程(平成二十一年徳島県告示第二十八号)の一部を次のように改正する。

第二条中「徳島県県土整備部住宅課建築指導室」を「徳島県県土整備部住宅課」に改める。

(徳島県不動産特定共同事業者名簿等閲覧規程の一部改正)

第四条 徳島県不動産特定共同事業者名簿等閲覧規程(平成二十九年徳島県告示第三百四十八号)の一部を次のように改正する。

第二条中「同規則」を「同令」に、「徳島県県土整備部住宅課建築指導室」を「徳島県県土整備部住宅課」に改める。

(令和五年徳島県告示第二百七十三号の一部改正)

第五条 令和五年徳島県告示第二百七十三号(口頭により開示を求めることができる保有個人情報に関する件)の一部を次のように改正する。

表中「危機管理部安全衛生課」を「生活環境部安全衛生課」に改める。

附 則

この告示は、令和七年四月一日から施行する。

徳島県訓令第6号

庁 中 一 般
東 部 各 局

各 セ ン タ ー 等

各 総 合 県 民 局

徳島県労働委員会事務局

徳島県収用委員会事務局

機構改革に伴う関係訓令の整備に関する訓令を次のように定める。

令和七年三月三十一日

徳島県知事 後藤 田 正 純

機構改革に伴う関係訓令の整備に関する訓令

（職員の表彰に関する規程の一部改正）

第一条 職員の表彰に関する規程（昭和二十七年徳島県訓令第三百三十号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「知事戦略公室長」を「知事直轄組織知事戦略局長」に改める。

（徳島県公印規程の一部改正）

第二条 徳島県公印規程（昭和二十九年徳島県訓令第二百二十七号）の一部を次のように改正する。

第二条中「知事戦略公室長印及び知事戦略公室印」を「担当部長印（企画総務部広域行政担当部長、生活環境部交通・生活安全担当部長、経済産業部商流・交流担当部長及び県土整備部プロジェクト担当部長の印をいう。以下同じ。）、知事直轄組織知事戦略局長印及び知事直轄組織知事戦略局印」に改め、「担当部長印及び本部印」を削り、「課内室長印」の下に「本部長印及び本部印」を加える。

第三条第三項中第八号を第九号とし、第二号から第七号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える。

二 徳島県東海本部

第六条第一項中「企画総務部総務監察課法制文書室長」を「企画総務部法制監察課長」に、「法制文書室長」を「法制監察課長」に改め、同条第三項中「部印」の下に「並びに担当部長印」を加え、「知事戦略公室長印及び知事戦略公室印」を「知事直轄組織知事戦略局長印及び知事直轄組織知事戦略局印」に、「上席秘書幹」を「知事直轄組織知事戦略局秘書室長」に、「知事戦略公室長の」を「知事直轄組織知事戦略局長の」に改め、同条第四項中「担当部長印及び本部印」を削り、「課内室長印」の下に「本部長印及び本部印」を加え、「担当部長、」を削り、「課長、課内室長」の下に「本部長」を加える。

第八条中「法制文書室長」を「法制監察課長」に改める。

第十一条中「第六条第八項」を「第六条第七項」に、「当る」を「当たる」に改める。

第十四条第一項中「法制文書室長」を「法制監察課長」に改め、同条第二項中「法制文書室長」を「法制監察課長」に改め、同項第一号中「知事戦略公室」を「知事直轄組織知事戦略局」に、「上席秘書幹」を「秘書室長。以下同じ。」に改め、同条第三項中

「法制文書室長」を「法制監察課長」に改める。
様式第二号中「主務課長名」を「主務課長」に改める。
「 知事戦略公室長印 「 担当部長印

知事直轄組織知
事戦略局長印

別表中

徳島県	知事直轄組織	知事戦略公室	知事戦略公室
知事	知事	知事	知事
知事	知事	知事	知事
知事	知事	知事	知事
知事	知事	知事	知事
知事	知事	知事	知事
知事	知事	知事	知事
知事	知事	知事	知事
知事	知事	知事	知事
知事	知事	知事	知事
知事	知事	知事	知事
知事	知事	知事	知事
知事	知事	知事	知事
知事	知事	知事	知事
知事	知事	知事	知事
知事	知事	知事	知事
知事	知事	知事	知事
知事	知事	知事	知事
知事	知事	知事	知事
知事	知事	知事	知事
知事	知事	知事	知事
知事	知事	知事	知事
知事	知事	知事	知事
知事	知事	知事	知事
知事	知事	知事	知事
知事	知事	知事	知事
知事	知事	知事	知事
知事	知事	知事	知事
知事	知事	知事	知事
知事	知事	知事	知事
知事	知事	知事	知事
知事	知事	知事	知事
知事	知事	知事	知事
知事	知事	知事	知事
知事	知事	知事	知事
知事	知事	知事	知事
知事	知事	知事	知事
知事	知事	知事	知事
知事	知事	知事	知事
知事	知事	知事	知事
知事	知事	知事	知事
知事	知事	知事	知事
知事	知事	知事	知事
知事	知事	知事	知事
知事	知事	知事	知事
知事	知事	知事	知事
知事	知事	知事	知事
知事	知事	知事	知事
知事	知事	知事	知事
知事	知事	知事	知事
知事	知事	知事	知事
知事	知事	知事	知事
知事	知事	知事	知事
知事	知事	知事	知事
知事	知事	知事	知事
知事	知事	知事	知事
知事	知事	知事	知事
知事	知事	知事	知事
知事	知事	知事	知事
知事	知事	知事	知事
知事	知事	知事	知事
知事	知事	知事	知事
知事	知事	知事	知事
知事	知事	知事	知事
知事	知事	知事	知事
知事	知事	知事	知事
知事	知事	知事	知事
知事	知事	知事	知事
知事	知事	知事	知事
知事	知事	知事	知事
知事	知事	知事	知事
知事	知事	知事	知事
知事	知事	知事	知事
知事	知事	知事	知事
知事	知事	知事	知事
知事	知事	知事	知事
知事	知事	知事	知事
知事	知事	知事	知事
知事	知事	知事	知事
知事	知事	知事	知事
知事	知事	知事	知事
知事	知事	知事	知事
知事	知事	知事	知事
知事	知事	知事	知事
知事	知事	知事	知事
知事	知事	知事	知事
知事	知事	知事	知事
知事	知事	知事	知事
知事	知事	知事	知事
知事	知事	知事	知事
知事	知事	知事	知事
知事	知事	知事	知事
知事	知事	知事	知事
知事	知事	知事	知事
知事	知事	知事	知事
知事	知事	知事	知事
知事	知事	知事	知事
知事	知事	知事	知事
知事	知事	知事	知事
知事	知事	知事	知事
知事	知事	知事	知事
知事	知事	知事	知事
知事	知事	知事	知事
知事	知事	知事	知事
知事	知事	知事	知事
知事	知事	知事	知事
知事	知事	知事	知事
知事	知事	知事	知事
知事	知事	知事	知事
知事	知事	知事	知事
知事	知事	知事	知事
知事	知事	知事	知事
知事	知事	知事	知事
知事	知事	知事	知事
知事	知事	知事	知事
知事	知事	知事	知事
知事	知事	知事	知事
知事	知事	知事	知事
知事	知事	知事	知事
知事	知事	知事	知事
知事	知事	知事	知事
知事	知事	知事	知事
知事	知事	知事	知事
知事	知事	知事	知事
知事	知事	知事	知事
知事	知事	知事	知事
知事	知事	知事	知事
知事	知事	知事	知事
知事	知事	知事	知事
知事	知事	知事	知事
知事	知事	知事	知事
知事	知事	知事	知事
知事	知事	知事	知事
知事	知事	知事	知事
知事	知事	知事	知事
知事	知事	知事	知事
知事	知事	知事	知事
知事	知事	知事	知事
知事	知事	知事	知事
知事	知事	知事	知事
知事	知事	知事	知事
知事	知事	知事	知事
知事	知事	知事	知事
知事	知事	知事	知事
知事	知事	知事	知事
知事	知事	知事	知事
知事	知事	知事	知事
知事	知事	知事	知事
知事	知事	知事	知事
知事	知事	知事	知事
知事	知事	知事	知事
知事	知事	知事	知事
知事	知事	知事	知事
知事	知事	知事	知事
知事	知事	知事	知事
知事	知事	知事	知事
知事	知事	知事	知事
知事	知事	知事	知事
知事	知事	知事	知事
知事	知事	知事	知事
知事	知事	知事	知事
知事	知事	知事	知事
知事	知事	知事	知事
知事	知事	知事	知事
知事	知事	知事	知事
知事	知事	知事	知事
知事	知事	知事	知事
知事	知事	知事	知事
知事	知事	知事	知事
知事	知事	知事	知事
知事	知事	知事	知事
知事	知事	知事	知事
知事	知事	知事	知事
知事	知事	知事	知事
知事	知事	知事	知事
知事	知事	知事	知事
知事	知事	知事	知事
知事	知事	知事	知事
知事	知事	知事	知事
知事	知事	知事	知事
知事	知事	知事	知事
知事	知事	知事	知事
知事	知事	知事	知事
知事	知事	知事	知事
知事	知事	知事	知事
知事	知事	知事	知事
知事	知事	知事	知事
知事	知事	知事	知事
知事	知事	知事	知事
知事	知事	知事	知事
知事	知事	知事	知事
知事	知事	知事	知事
知事	知事	知事	知事
知事	知事	知事	知事
知事	知事	知事	知事
知事	知事	知事	知事
知事	知事	知事	知事
知事	知事	知事	知事
知事	知事	知事	知事
知事	知事	知事	知事
知事	知事	知事	知事
知事	知事	知事	知事
知事	知事	知事	知事
知事	知事	知事	知事
知事	知事	知事	知事
知事	知事	知事	知事
知事	知事	知事	知事
知事	知事	知事	知事
知事	知事	知事	知事
知事	知事	知事	知事
知事	知事	知事	知事
知事	知事	知事	知事
知事	知事	知事	知事
知事	知事	知事	知事
知事	知事	知事	知事
知事	知事	知事	知事
知事	知事	知事	知事
知事	知事	知事	知事
知事	知事	知事	知事
知事	知事	知事	知事
知事	知事	知事	知事
知事	知事	知事	知事
知事	知事	知事	知事
知事	知事	知事	知事
知事	知事	知事	知事
知事	知事	知事	知事
知事	知事	知事	知事
知事	知事	知事	知事
知事	知事	知事	知事
知事	知事	知事	知事
知事	知事	知事	知事
知事	知事		

「 本部長印 「 課長印 (23×23) 「 課内室長印 「

に

徳島県	×
徳島県	×
徳島県	×
徳島県	×
徳島県	×
徳島県	×
徳島県	×
徳島県	×
徳島県	×
徳島県	×
徳島県	×
徳島県	×
徳島県	×
徳島県	×
徳島県	×
徳島県	×
徳島県	×
徳島県	×
徳島県	×
徳島県	×
徳島県	×
徳島県	×
徳島県	×
徳島県	×
徳島県	×
徳島県	×
徳島県	×
徳島県	×
徳島県	×
徳島県	×
徳島県	×
徳島県	×
徳島県	×
徳島県	×
徳島県	×
徳島県	×
徳島県	×
徳島県	×
徳島県	×
徳島県	×
徳島県	×
徳島県	×
徳島県	×
徳島県	×
徳島県	×
徳島県	×
徳島県	×
徳島県	×
徳島県	×
徳島県	×
徳島県	×
徳島県	×
徳島県	×
徳島県	×
徳島県	×
徳島県	×
徳島県	×
徳島県	×
徳島県	×
徳島県	×
徳島県	×
徳島県	×
徳島県	×
徳島県	×
徳島県	×
徳島県	×
徳島県	×
徳島県	×
徳島県	×
徳島県	×
徳島県	×
徳島県	×
徳島県	×
徳島県	×
徳島県	×
徳島県	×
徳島県	×
徳島県	×
徳島県	×
徳島県	×
徳島県	×
徳島県	×
徳島県	×
徳島県	×
徳島県	×
徳島県	×
徳島県	×
徳島県	×
徳島県	×
徳島県	×
徳島県	×
徳島県	×
徳島県	×
徳島県	×
徳島県	×
徳島県	×
徳島県	×
徳島県	×
徳島県	×
徳島県	×
徳島県	×
徳島県	×
徳島県	×
徳島県	×
徳島県	×
徳島県	×
徳島県	×
徳島県	×
徳島県	×
徳島県	×
徳島県	×
徳島県	×
徳島県	×
徳島県	×
徳島県	×
徳島県	×
徳島県	×
徳島県	×
徳島県	×
徳島県	×
徳島県	×
徳島県	×
徳島県	×
徳島県	×
徳島県	×
徳島県	×
徳島県	×
徳島県	×
徳島県	×
徳島県	×
徳島県	×
徳島県	×
徳島県	×
徳島県	×
徳島県	×
徳島県	×
徳島県	×
徳島県	×
徳島県	×
徳島県	×
徳島県	×
徳島県	×
徳島県	×
徳島県	×
徳島県	×
徳島県	×
徳島県	×
徳島県	×
徳島県	×
徳島県	×
徳島県	×
徳島県	×
徳島県	×
徳島県	×
徳島県	×
徳島県	×
徳島県	×
徳島県	×
徳島県	×
徳島県	×
徳島県	×
徳島県	×
徳島県	×
徳島県	×
徳島県	×
徳島県	×
徳島県	×
徳島県	×
徳島県	×
徳島県	×
徳島県	×
徳島県	×
徳島県	×
徳島県	×
徳島県	×
徳島県	×
徳島県	×
徳島県	×
徳島県	×
徳島県	×
徳島県	×
徳島県	×
徳島県	×
徳島県	×
徳島県	×
徳島県	×
徳島県	×
徳島県	×
徳島県	×
徳島県	×
徳島県	×
徳島県	×
徳島県	×
徳島県	×
徳島県	×
徳島県	×
徳島県	×
徳島県	×
徳島県	×
徳島県	×
徳島県	×
徳島県	×
徳島県	×
徳島県	×
徳島県	×
徳島県	×
徳島県	×
徳島県	×
徳島県	×
徳島県	×
徳島県	×
徳島県	×
徳島県	×
徳島県	×
徳島県	×
徳島県	×
徳島県	×
徳島県	×
徳島県	×
徳島県	×
徳島県	×
徳島県	×
徳島県	×
徳島県	×
徳島県	×
徳島県	×
徳島県	×
徳島県	×
徳島県	×
徳島県	×
徳島県	×
徳島県	×
徳島県	×
徳島県	×
徳島県	×
徳島県	×
徳島県	×
徳島県	×
徳島県	×
徳島県	×
徳島県	×
徳島県	×
徳島県	×
徳島県	×
徳島県	×
徳島県	×
徳島県	×
徳島県	×
徳島県	×
徳島県	×
徳島県	×
徳島県	×
徳島県	×
徳島県	×
徳島県	×
徳島県	×
徳島県	×
徳島県	×
徳島県	×
徳島県	×
徳島県	×
徳島県	×
徳島県	×
徳島県	×
徳島県	×
徳島県	×
徳島県	×
徳島県	×
徳島県	×
徳島県	×
徳島県	×
徳島県	×
徳島県	×
徳島県	×
徳島県	×
徳島県	×
徳島県	×
徳島県	×
徳島県	×
徳島県	×
徳島県	×
徳島県	×
徳島県	×
徳島県	×
徳島県	×
徳島県	×
徳島県	×
徳島県	×
徳島県	×
徳島県	×
徳島県	×
徳島県	×
徳島県	×
徳島県	×
徳島県	×
徳島県	×
徳島県	×
徳島県	×
徳島県	×
徳島県	×
徳島県	×
徳島県	×
徳島県	×
徳島県	×
徳島県	×
徳島県	×
徳島県	×
徳島県	×
徳島県	×
徳島県	×
徳島県	×
徳島県	×
徳島県	×
徳島県	×
徳島県	×
徳島県	×
徳島県	×
徳島県	×
徳島県	×
徳島県	×
徳島県	×
徳島県	×
徳島県	×
徳島県	×
徳島県	×
徳島県	×
徳島県	×
徳島県	×
徳島県	×
徳島県	×
徳島県	×
徳島県	×
徳島県	×
徳島県	×
徳島県	×
徳島県	×
徳島県	×
徳島県	×
徳島県	×
徳島県	×
徳島県	×
徳島県	×
徳島県	×
徳島県	×
徳島県	×
徳島県	×
徳島県	×
徳島県	×
徳島県	×
徳島県	×
徳島県	×
徳島県	×
徳島県	×
徳島県	×
徳島県	×
徳島県	×
徳島県	×
徳島県	×
徳島県	×
徳島県	×
徳島県	×
徳島県	×
徳島県	×
徳島県	×
徳島県	×
徳島県	×
徳島県	×
徳島県	×
徳島県	×
徳島県	×
徳島県	×
徳島県	×
徳島県	×
徳島県	×
徳島県	×
徳島県	×
徳島県	×
徳島県	×
徳島県	×
徳島県	×
徳島県	×
徳島県	×
徳島県	×
徳島県	×
徳島県	×
徳島県	×
徳島県	×
徳島県	×
徳島県	×
徳島県	×
徳島県	×
徳島県	×
徳島県	×

「 課長印 (20×20) 課内室長印 (20×20) 課内室長印 (20×20) 「 知事

徳島県	×	×	部	い、
×	×	課		
長				
之		印		

徳島県	×	×	部
×	×	課	
長			
之		室 印	

徳島県	×	×	部
×	×	本 部	
長			
之		印	

徳島県	知事
知事	知事

(20×20) 戦略公室印 (20×20) 「 知事直轄組織知 (20×20) 「 本部の印 (20×20) 「

島 県	直轄組織	を				島 県	知事直轄組織	に、				徳島県	本部	徳島県	本部	徳島県	本部
	戦略室	戦略局	知事戦略局	知事戦略局	知事戦略局		知事戦略局	知事戦略局	知事戦略局	知事戦略局	知事戦略局		知事戦略局		知事戦略局		知事戦略局

45×45)	「	(45×45)	」
課印		課印	
		本部印	(30×30)

知	事	長
×	知	事
×	知	事

を

知	事	長
×	知	事
×	知	事

知	事	長
×	知	事
知	事	長

に改める。

30×30)

」

(30×30)

(30×30)

」

(加賀須野橋可動橋操作要領の一部改正)

第三条 加賀須野橋可動橋操作要領（昭和三十一年徳島県訓令第六百三十四号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「県土整備部長（徳島県部等設置条例（昭和五十七年徳島県条例第一号）第一条第九号に規定する県土整備部の長をいう。以下同じ。）」を「県土整備部プロジェクト担当部長」に改め、同項第二号中「県土整備部長」を「県土整備部プロジェクト担当部長」に改め、同条第二項中「県土整備部長」を「県土整備部プロジェクト担当部長」に改める。

第九条中「県土整備部長」を「県土整備部プロジェクト担当部長」に改める。

（徳島県統計調査調整規程の一部改正）

第四条 徳島県統計調査調整規程（昭和三十七年徳島県訓令第四百九十四号）の一部を次のように改正する。

第一条中「知事戦略公室」を「知事直轄組織知事戦略局」に改める。

第三条第一項中「（企画総務部を除く。）の長及び知事戦略公室長」を「の長、担当部長（生活環境部交通・生活安全担当部長、経済産業部商流・交流担当部長及び県土整備部プロジェクト担当部長をいう。以下同じ。）及び知事直轄組織知事戦略局長」に、「又は知事戦略公室」を「（企画総務部管財課、市町村課、地域連携課、情報政策課及び統計課を除く。）又は知事直轄組織知事戦略局」に、「企画総務部長」を「企画総務部広域行政担当部長」に改め、同条第二項中「企画総務部長」を「企画総務部広域行政担当部長」に改める。

第四条中「知事戦略公室」を「知事直轄組織知事戦略局」に、「上席秘書幹」を「秘書室長」に改める。

様式第一号中「企画総務部長」を「企画総務部広域行政担当部長」に、「又は知事戦略公室長」を「担当部長又は知事直轄組織知事戦略局長」に改める。

（徳島県行政資料管理規程の一部改正）

第五条 徳島県行政資料管理規程（昭和四十三年徳島県訓令第二百八十四号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「知事戦略公室」を「知事直轄組織知事戦略局」に、「上席秘書幹」

を「秘書室長」に改める。

第六条中「企画総務部長」を「企画総務部広域行政担当部長」に改める。

（徳島県県有車両整備管理実施規程の一部改正）

第六条 徳島県県有車両整備管理実施規程（昭和四十七年徳島県訓令第七号）の一部を次のように改正する。

第四条第二号ロ、第五条及び第六条中「企画総務部長」を「企画総務部広域行政担当部長」に改める。

（徳島県行政考査規程の一部改正）

第七条 徳島県行政考査規程（昭和四十七年徳島県訓令第十二号）の一部を次のように改正する。

第四条第三項中「企画総務部総務監察課」を「企画総務部法制監察課」に改める。

第五条第二項中「長、」の下に「知事直轄組織知事戦略局秘書室長並びに」を加え、「並びに上席秘書幹」を削る。

第六条中「前条第三項」を「前条第二項」に改める。

（徳島県土地利用対策会議設置規程の一部改正）

第八条 徳島県土地利用対策会議設置規程（昭和四十八年徳島県訓令第十四号）の一部を次のように改正する。

別表危機管理部の項中「消防保安課 安全衛生課」を「消防保安課」に改め、同表観光スポーツ文化部の項中「観光政策課」を「観光企画課」に改め、同表生活環境部の項中「サステナブル社会推進課」を「安全衛生課 サステナブル社会推進課」に改める。

（徳島県職員安全衛生管理規程の一部改正）

第九条 徳島県職員安全衛生管理規程（昭和六十一年徳島県訓令第二十号）の一部を次のように改正する。

第二条第六号中「知事戦略公室」を「知事直轄組織知事戦略局」に改める。

第五条第二項中「知事戦略公室」を「知事直轄組織知事戦略局」に、「上席秘書幹」を「秘書室長」に改める。

（県庁総合サービスネットワーク運営規程の一部改正）

第十条 県庁総合サービスネットワーク運営規程（平成十二年徳島県訓令第十号）の一部を次のように改正する。

第二条第六号中「知事戦略公室」を「知事直轄組織知事戦略局」に改め、同条第八号中「知事戦略公室」を「知事直轄組織知事戦略局」に、「上席秘書幹」を「秘書室長」に改める。

第十四条中「企画総務部長」を「企画総務部広域行政担当部長」に改める。

（徳島県工事検査規程の一部改正）

第十一条 徳島県工事検査規程（平成十二年徳島県訓令第十九号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「上席秘書幹」を「知事直轄組織知事戦略局秘書室長」に改める。

（徳島県法規審議委員会規程の一部改正）

第十二条 徳島県法規審議委員会規程（平成十三年徳島県訓令第十号）の一部を次のように改正する。

第三条第三項第二号中「企画総務部総務監察課長、人事課長」を「企画総務部人事課長」に改める。

第四条第三項中「企画総務部総務監察課長」を「企画総務部政策企画課長」に改める。

第六条第一項中「知事戦略公室」を「知事直轄組織知事戦略局」に、「上席秘書幹」を「秘書室長」に改める。

第九条中「企画総務部総務監察課法制文書室」を「企画総務部法制監察課」に改める。

（附属機関の委員等の指定に関する訓令の一部改正）

第十三条 附属機関の委員等の指定に関する訓令（平成十七年徳島県訓令第九号）の一部を次のように改正する。

別表徳島県国民保護協議会の項中「政策監」を「知事の職務を代理する上席の職員を定める規則（平成十四年徳島県規則第五十五号）第二号に掲げる政策監（以下「政策監」という。）」に改め、同表徳島県交通安全対策会議の項を削り、同表徳島県固定資産評価審議会の項中「企画総務部長」を「広域行政担当部長」に改め、同項の次に次のように加える。

徳島県交通安全対策会議		委員
幹事		交通・生活安全担当部長
	消防保安課長	消費者政策課長
	いきがい課長	障がい福祉課長
	計画課長	道路整備課長
		都市

別表徳島県障がい者施策推進協議会の項中「生活環境政策課長 労働雇用政策課長」を「労働雇用政策課長 多文化共生・人権課長」に、「住宅課建築指導室長」を「住宅課長」に改め、同表徳島県都市計画審議会の項から徳島県地方港湾審議会の項までの規定中「県土整備部長」を「プロジェクト担当部長」に改める。

（徳島県兼務発令に関する規程の一部改正）

第十四条 徳島県兼務発令に関する規程（平成二十二年徳島県訓令第一号）の一部を次のように改正する。

第二条の表危機管理部消費者政策課長の項を削り、同表観光スポーツ文化部文化資源活用課副課長の項の次に次のように加える。

生活環境部消費者政策課長	徳島県消費者情報センター所長
--------------	----------------

第三条を削り、第四条を第三条とし、第五条を削り、第六条中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 徳島県東海本部の職員のうち、当該本部の庁舎で勤務することを命ぜられた者は、企画総務部政策企画課の兼務を命ぜられたものとする。

第六条を第四条とし、第七条を第五条とし、第八条を第六条とし、同条の次に次の二

条を加える。

（徳島県消費者情報センターへの兼務）

第七条 生活環境部消費者政策課の職員のうち、徳島県消費者情報センターの庁舎で勤務することを命ぜられた者（徳島県消費者情報センター所長を兼任する者を除く。）は、徳島県消費者情報センターの兼務を命ぜられたものとする。

（生活環境部安全衛生課への兼務）

第八条 徳島県東部保健福祉局の職員のうち、食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第三十条第一項の規定に基づき食品衛生監視員を命ぜられた者（次項において「食品衛生監視員」という。）又は環境衛生監視員証を定める省令（昭和五十二年厚生省令第一号）に規定する証票若しくは証明書の交付を受けた者（同項において「環境衛生監視員」という。）は、生活環境部安全衛生課の兼務を命ぜられたものとする。

2 徳島県総合県民局の保健福祉環境部の職員のうち、食品衛生監視員又は環境衛生監視員は、生活環境部安全衛生課の兼務を命ぜられたものとする。

第十一条を第十二条とし、第十条を第十一条とし、第九条を第十条とし、同条の前に次の一条を加える。

（徳島県食肉衛生検査所への兼務）

第九条 獣医師法（昭和二十四年法律第八十六号）第三条に規定する免許を受けていることを条件として採用された職員（徳島県食肉衛生検査所の職員を除く。）は、徳島県食肉衛生検査所の兼務を命ぜられたものとする。

（徳島県副知事の担任意務に関する規程の一部改正）

第十五条 徳島県副知事の担任意務に関する規程（令和五年徳島県訓令第九号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号ロを次のように改める。

ロ 知事直轄組織知事戦略局、企画総務部（情報政策課を除く。）、観光スポーツ文化部（にぎわい政策課、観光企画課及び観光誘客課を除く。）、こども未来部、保健福祉部及び出納局に関すること（全国知事会、近畿ブロック知事会及び四国知事会に関するものを除く。）。

第二条第一号ニ中「企業局」を「病院局」に改め、同号ホ中「、公安委員会及び労働委員会」を「及び公安委員会」に改め、同条第二号イを次のように改める。

イ 観光スポーツ文化部（にぎわい政策課、観光企画課及び観光誘客課に限る。）
、経済産業部及び農林水産部に関すること。

第二条第二号ロ中「病院局」を「企業局」に改め、同号ハ中「教育委員会、」を削る。

。（徳島県公文書管理規程の一部改正）

第十六条 徳島県公文書管理規程（令和五年徳島県訓令第十一号）の一部を次のように改正する。

本則（第三条第一項及び第二十六条第三項を除く。）中「法制文書室長」を「法制監察課長」に改める。

第二条第一項第一号中「知事戦略公室」を「知事直轄組織知事戦略局」に改める。

第三条第一項中「企画総務部総務監察課法制文書室長」を「企画総務部法制監察課長」に、「法制文書室長」を「法制監察課長」に改め、同条第二項中「知事戦略公室」を「知事直轄組織知事戦略局」に、「上席秘書幹」を「秘書室長」に改める。

第四条第二項中「副課長」の下に「（知事直轄組織知事戦略局にあつては、副室長）」を加え、「知事戦略公室」を「知事直轄組織知事戦略局」に、「上席秘書幹」を「秘書室長」に改める。

第六条第四項第二号中「知事戦略公室」を「知事直轄組織知事戦略局」に、「上席秘書幹」を「秘書室長」に改める。

第七条中「企画総務部総務監察課法制文書室」を「企画総務部法制監察課」に、「法制文書室」を「法制監察課」に改める。

第九条第一項中「法制文書室」を「法制監察課」に改める。

第十二条第一項中「知事戦略公室」を「知事直轄組織知事戦略局」に、「上席秘書幹」を「秘書室長」に改める。

第二十二条中「法制文書室の」を「法制監察課の」に改める。

第二十三条第一号中「法制文書室」を「法制監察課」に改める。

第二十六条第一項中「法制文書室」を「法制監察課」に改め、同条第三項中「法制文書室長が別に定めるところにより」を削る。

第四十五条中「前章第三節（」の下に「第二十二条及び」を加える。

別表第一徳島県東京本部の項中「~~海~~」を「~~海~~」に改め、同項の次に次のように加える。

徳島県海本部	海	海
別表第一徳島県関西本部の項中「 海 」を「 海 」に改め、同表中徳島県消費者情報センターの項から徳島県動物愛護管理センターの項までを削り、徳島県立鳥居龍蔵記念博物館の項の次に次のように加える。		
徳島県消費者情報センター	消	費
徳島県食肉衛生検査所	食	肉
徳島県動物愛護管理センター	動	物

附 則

この訓令は、令和七年四月一日から施行する。